

目次

第1章 排水設備の概要.....	1
1-1 定義.....	1
1-2 排除方式.....	1
1-3 下水の種類.....	1
1-4 使用水について.....	2
1-5 使用水量の認定.....	2
1-6 排水設備の設置.....	2
第2章 排水設備の設計.....	4
2-1 事前調査の実施.....	4
2-2 図面の作成.....	4
第3章 排水設備の施工.....	5
3-1 材料及び器具.....	5
3-2 管布設基準.....	5
3-3 排水管敷設.....	5
3-4 ますの設置.....	7
3-5 掃除口.....	10
第4章 阻集器.....	12
4-1 阻集器の目的.....	12
4-2 阻集器設置の条件.....	12
4-3 阻集器の種類.....	12
第5章 屋内排水設備.....	17
5-1 トラップ（防臭装置）.....	17
5-2 掃除口.....	20
5-3 水洗便所.....	22
5-4 水洗便所の設置.....	24
5-5 通気管.....	25
5-6 排水管の管径及び勾配.....	26
第6章 工事申請、完了届出、完了検査.....	27
6-1 工事申請.....	27
6-2 完了届出と検査.....	29
6-3 工事申請から完了検査までの手順.....	31
第7章 排水設備指定工事店.....	32
7-1 制度の概要.....	32
7-2 排水設備指定工事店.....	32
7-3 違反行為に対する処分について.....	34
資 料.....	39
<資料1> 規則等.....	40

○春日市下水道排水設備指定工事店等に関する規則.....	40
○春日市ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱.....	46
<資料2> 春日市宅内排水設備の現状と課題.....	48
1 水洗化促進について.....	48
2 ディスポーザについて.....	48
3 集中排水システムについて.....	48
4 雨水や井戸水の利用について.....	48
5 排水管の詰まり等の清掃対応について.....	48
様 式.....	50

第1章 排水設備の概要

1-1 定義

下水とは、生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。（下水道法第2条第1号）

生活排水とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）をいう。（水質汚濁防止法第2条第9項）

排水設備は、土地、建物から排出される水を下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠、その他の排水施設をいう。（下水道法第10条第1項）

1-2 排除方式

春日市の排除方式は分流式であるため、汚水管と雨水管の誤接続がないよう十分注意を払うことが必要である。

一般住宅の雨水は主に道路側溝へ排除しているため、洗剤等が混入した生活排水が周辺に流れ出て、近隣住民の迷惑になることのないよう留意されたい。

屋外の排水設備の接続方法について判断できない場合は、必ず下水道課に問い合わせその指示に従う。

1-3 下水の種類

(1) 汚水（人が使った水）

- ① 水洗便所からの排水
- ② 台所、風呂場、洗面、洗濯機からの排水
- ③ 足洗い場からの排水
- ④ 屋外給湯器からの排水（オーバーフロー（膨張水）配管の排水、ドレン排水）
- ⑤ 冷暖房機からの排水（ドレン排水）
- ⑥ 冷却水
- ⑦ 屋内外プールの排水
- ⑧ 受水槽のオーバーフロー水
- ⑨ 地下構造物からの湧水（ビル湧水等）
- ⑩ 工場、事業所などからの排水（洗車機を含む）
- ⑪ その他雨水以外の排水

(2) 雨水（人が使っていない水）

- ① 雨水
- ② 地下水（地表に流れ出てくる湧水）
- ③ 雪解け水
- ④ その他の自然水

(3) 確認事項

- ① ベランダ排水は雨水
※蛇口を設置する場合は、シンク又はパンを設けて汚水接続すること。
- ② 屋外（ベランダを含む）設置の洗濯機からの排水は汚水

③ 屋外ゴミ置き場の排水は汚水

(これまでの、屋根の有無での判断から変更。環境課から立水栓を設置するよう指導が実施されている)

注：上記で汚水としたもののうち、雨水と同程度以上に清浄なものについては、公共下水道管理者の判断により雨水とする場合がある。(例：屋外プール)

1-4 使用水について

公共下水道に排出される水は、処理場にて浄化され河川に放流される。

この浄化には多額の費用がかかるため、使用される水の種類にかかわらず、公共下水道に排出される水に対して下水道使用料が賦課される。

(1) 使用水の種類

- ① 水道水
- ② 井戸水
- ③ 雨水
- ④ 処理水
- ⑤ その他自然水

(2) 使用水についての注意

- ① 上記の使用水の種類を、工事申請時又は完了届出時に明確にすること。
- ② 全ての使用水に量水器の設置を原則とする。
- ③ 特に雨水又は処理水を利用する場合、量水器の設置を原則とし、必ず工事申請時に届出を行うこと。
- ④ 一般家庭で井戸水を利用する場合において、量水器が設置されないときは、居住人員数に基づき認定水量が変わる。
- ⑤ 量水器は使用者が設置する。

1-5 使用水量の認定

使用水量は、使用水を量水器で計測した水量とする。

なお、量水器が設置されていない場合や量水器での計量が難しい場合、居住人数又は使用状況により使用水量の認定を行う。

1-6 排水設備の設置

- ① 排水設備の設置に当たっては、下水道法、建築基準法、特定都市河川浸水被害対策法等の法令及び本市条例・規則等を遵守すること。
- ② 春日市の公共下水道は分流式であるので、雨水と汚水が混ざることのないように十分注意すること。
- ③ 排水設備工事の新設、増設、改築等の工事は、公共下水道管理者が指定する工事店が行うこと。
- ④ 公共下水道に接続する排水設備は、短期間での撤去を前提とした工事現場の仮設トイレの設置のようなものであっても、安易な露出管の敷設を行うようなことがな

いよう、法令等を遵守して申請・完了手続きを行い、施工に際して何か問題がある場合は下水道課に事前相談すること。

第2章 排水設備の設計

2-1 事前調査の実施

排水設備工事を行う前に、あらかじめ次の事項を調査し確認すること。

- ① 公共ますの有無と位置及び深さ
 - ② 宅地の形状、境界及び屋内調査（排水器具の位置、トラップの有無等）
 - ③ 排水設備工事における利害関係者の同意など必要な調整を行う。
 - ・ 他人所有の土地に排水設備を設ける場合 → 土地所有者の同意
 - ・ 他人が設置した排水設備を使用する場合 → 排水設備の所有者の同意
 - ・ 他人所有の建物に排水設備を設ける場合 → 建物所有者の同意
- ※「他人」には別居の親族を含む。

2-2 図面の作成

(1) 平面図（作成に当たっては、第6章も参照すること）

- ① 作図例に従って正確に書くこと（様式参照）。
- ② 既設の部分は破線で記入すること。
- ③ 建物の複数階に排水設備がある場合、それぞれの階ごとに平面図を作成し、排水設備がない階には、「○階排水設備なし」と表示すること。
- ④ 排気口は基準どおり設置し、設置個所には「ドルゴ通気」など設置機器の表示をすること。
- ⑤ 排水ヘッダーシステムを使用する場合は、一般に流通している既製品を用いることの確認のため、カタログの写し等を添付すること。
- ⑥ 低位通気弁を使用する場合は、一般に流通している既製品を用いることの確認のため、カタログの写し等を添付すること。

(2) 縦断図（配管延長が30m以上の場合、申請書に添付）

平面図をもとに、管延長、公共ますの深さ、土被り、管厚、管径、管底高、勾配、ます深、ます間距離など、作図例に従って正確に書くこと。

管厚は計算から除外する。

第3章 排水設備の施工

3-1 材料及び器具

材料及び器具は、次の事項を考慮して選定する。

- ① 長期の使用に耐えるもの
- ② 維持管理が容易であること。
- ③ 環境に適したもの
- ④ 原則として規格品を用いること。
- ⑤ 一度使用したもののや外熱等で変形したものは使用しないこと。

3-2 管布設基準

(1) 勾配

排水管の内径と勾配、土被りは春日市下水道条例及び同条例施行規則においてその基準が下表のとおり定められている。

① 屋外配管

管径 (mm)	勾配
100 以上	100 分の 2 以上
125 以上	100 分の 1.7 以上
150 以上	100 分の 1.5 以上
200 以上	100 分の 1.2 以上

② 土被り

宅地内	20 cm以上
私道内	45 cm以上
公道内	道路管理者の指示するところによる

3-3 排水管敷設

排水管の敷設に当たっては、適当な勾配、無理のない配管、完全な管接合とすることが求められる。

したがって、施工者は設計図と仕様書はもとより現場の状況を熟知し、正確にかつ良心的に施工しなければならない。

また、排水管は地下に埋設され見えなくなるので、後からの整備・点検が困難であることを念頭に、細心の注意を払って施工しなければならない。

(1) 排水管の種類

① 硬質塩化ビニル管

水密性、耐薬品性に優れ軽量で施工性もいいが、露出配管の場合は耐候性に留意する。地中配管部には原則として **VU** 管を使用し、露出配管部には **VP** 管を使用する。

接合方法として接着接合とゴム輪接合がある。

② 鉄筋コンクリート管

鉄筋コンクリート管や遠心力鉄筋コンクリート管等があり、屋外排水設備では

住宅団地、工場等敷地面積が大きい場合に利用する。

外圧に対する強度に優れているが、耐酸性に劣る。

接合方法は、ゴム輪接合やモルタル接合がある。

(2) 一般基準

- ① 排水管の敷設にあつては、流れの方向に直線となるように掘削し、据付面をあらさず、管の中心線、勾配等を正確に保ち、管の据付を行うとともに管の下端に空隙が生じないように十分に土砂を充填し、軟弱地盤には適応した基礎を施すこと。
- ② 排水管に硬質塩化ビニル管を使用する場合は、管の接合部分の泥土等を除き、接着剤を十分塗布して、水漏れのないよう確実に接合すること。
- ③ 排水管に鉄筋コンクリート管を使用する場合は、凹凸のないように敷設し、管の継目は水漏れのないよう施工すること。
- ④ 接合用モルタルは手で握りしめた時、ようやくその形態を保つ程度の硬練りとし、管の接合部は泥土等を除去清掃し、できる限り接着させ、これに十分モルタルを充填し、モルタルが管の内面に突き出さないように施工すること。
- ⑤ 排水管をまずに接続させる場合は、排水管がますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲を水漏れのないよう接着剤で埋め、内外面を滑らかに仕上げること。
- ⑥ 埋戻しは管が動かないように、管の下部両側から空隙のないようしっかり踏み固めながら、順次上部へ及ぼしていくこと。
- ⑦ 排水管の管径は、立て管、横管いずれの場合も排水の下流方向へは縮小しないこと。
- ⑧ 排水管の露出はできるだけ避け、やむを得ず露出配管とするときは、露出配管部にはVP管を使用し、露出部分の損傷や凍結を防ぐため適当な防護策を講じること。
- ⑨ 露出した排水管は水衝作用又は外力による振動、動揺を防止するために支持金具を持ち堅固に固定しなければならない。

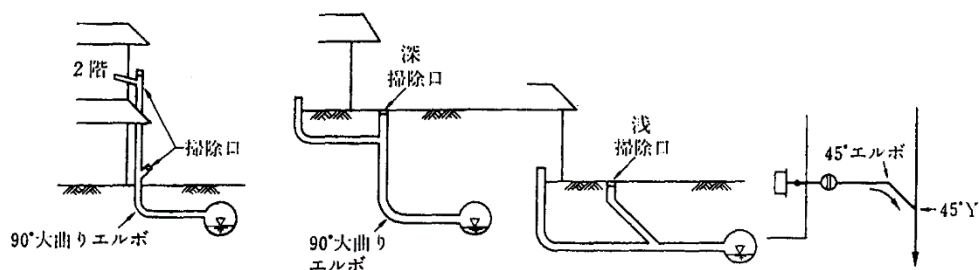
3-4 ますの設置

(1) ますの設置基準

ますは次の基準に従って設置しなければならない。

- ① 排水の起点、合流点、屈曲点、内径管種の異なる排水管の接合箇所、勾配を変える場所、その他維持管理上必要な箇所に設ける。
- ② 便所（小便器を除く）からの汚水が上流へ逆流することを防止するため、原則として鋭角に合流するようにますを下流に設置し、ます内に段差（30 mm）を確保すること。
- ③ ますの間隔は、排水管の直線部では排水管の直径の120倍以下(例 100 mmで 12m以内)とする。
- ④ ますの蓋は堅固で耐久性のある材質とし、汚水ますは密閉蓋とする。駐車場等で車両が通る場所には鉄蓋を設置すること。
- ⑤ ますの材質は、鉄筋コンクリートまたは合成樹脂等とする。
- ⑥ ますの形状は、円形又は角形とし、堅固で耐久性のある構造とするが、必要な箇所では耐震性のある構造とする。
- ⑦ 汚水ますにおいては、底部にインバートを設け、雨水ますにおいては、15 cm以上の泥だめを設けなければならない。
- ⑧ ますの内部に水道管、ガス管等を抱き込んで施工してはならない。ますの内部に地下水及び木の根などが侵入又は汚水が漏水しないよう水密性に留意し、特にますと管の接合部は入念に施工すること。
- ⑨ ますに接合する管は、ますの内側にはみ出さないように差し入れ、接合箇所及びますのブロック目地は、漏水のないように十分目地モルタルを施すこと。

なお、硬質塩化ビニル管はコンクリートとなじみにくいので、ますとの接合箇所は特に注意を払い入念に仕上げること。



会合点にますが設置できない例

(2) 特殊ます

ますの設置位置、排水の性状、その他の原因により、排水設備又は下水道の排水機能保持、施設保全等に支障をきたす恐れのある時は、特殊ますを設ける。

① ドロップます、底部有孔ます

上流、下流の排水管の落差が大きい場合は、ドロップます、底部有孔ますを使用する。

② トラップます

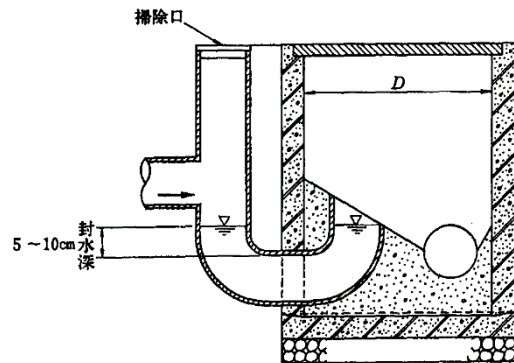
悪臭防止のためには器具トラップの設置を原則とするが、次に該当する場合はトラップますを設置する。

なお、便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続してはならない。

- ・ 既設の衛生器具等にトラップの取り付けが技術的に困難な場合

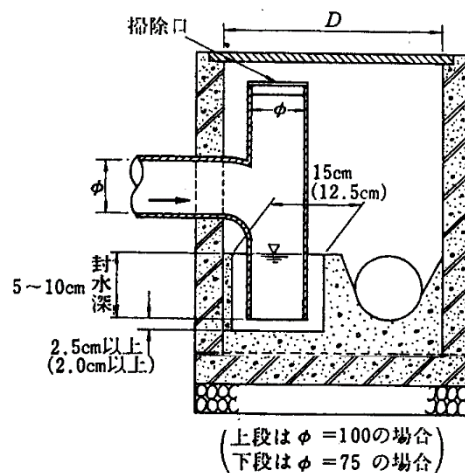
- ・ 食堂、生鮮食品取扱所等において、残渣が下水に混入し、排水設備又は公共下水道に支障をきたす恐れがある場合

- ・ 雨水排水系統のます又は開渠部分からの臭気の発散を防止する場合



注 内径又は内のり (D) は 30cm 以上とする。

J形トラップますの例



注1 現場打ちの場合内径又は内のり (D) は 45cm 以上とする。

注2 工場製品の場合、φ100 mm のとき内径又は内φ75 mm のとき、内のり (D) は 35 cm 以上、径又は内のり (D) は 30cm 以上とする。

T形トラップますの例

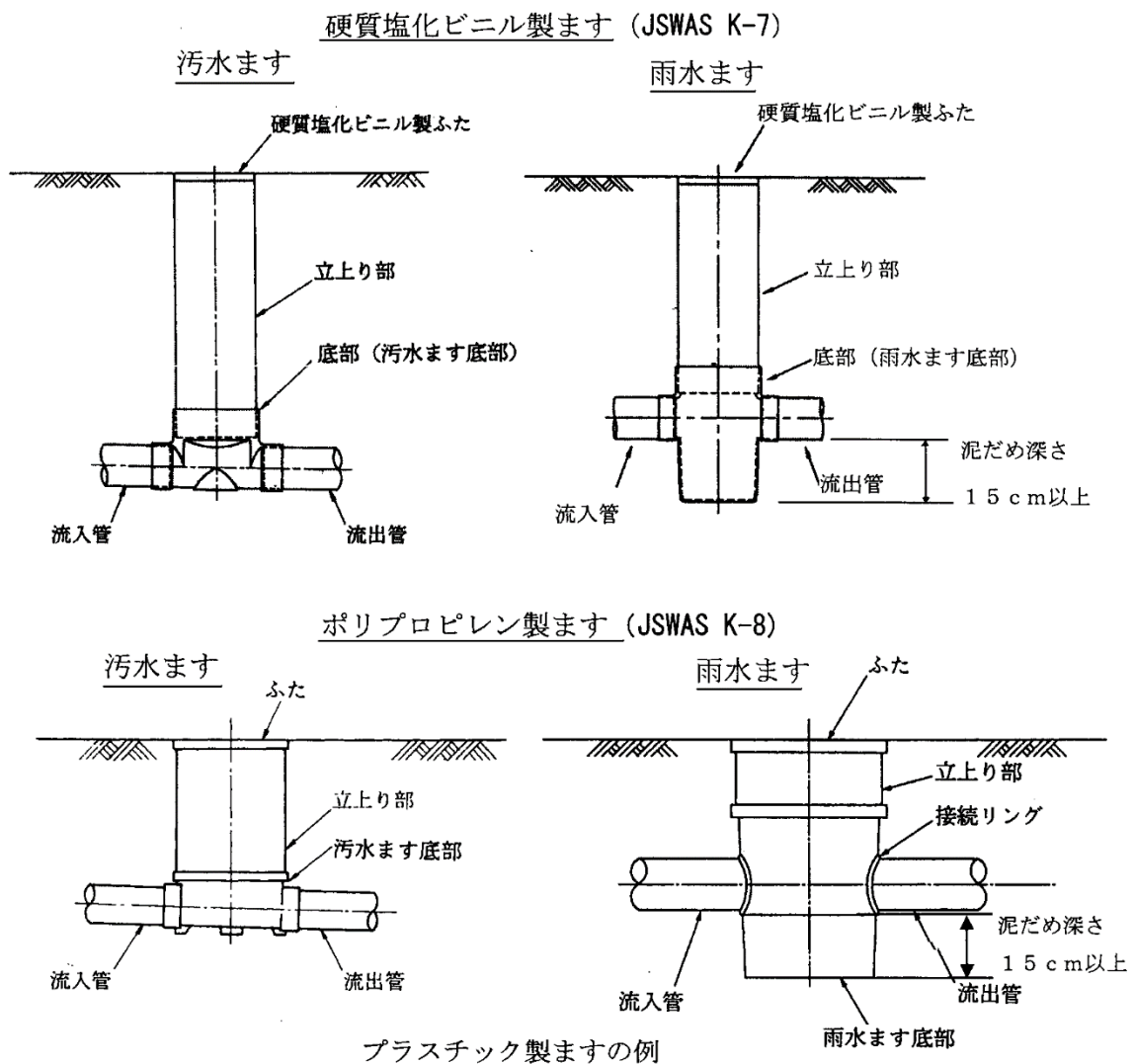
③ トラップます設置の注意

- ・ 二重トラップとしてはならない。(器具トラップを有する排水管は、トラップますのトラップ部分に接続しない。)
- ・ トラップの口径は、75 mm以上を基準とし、封水深は5 cm以上10 cm以下とする。

(3) インバート

インバートとは、下水を円滑に流下させるためにます底部に設ける半円型の溝で、設置に際しては次の点に留意すること。

- ① 勾配や設置上において問題がない場合、インバートますを使用すること。
- ② ますの上流側と下流側の落差は、原則として2 cmとする。



3-5 掃除口

掃除口は、起点のます以外で敷地利用の関係上、排水管の点検掃除のために会合点や屈曲点にますを設置できない場合に設けていたが、一般に掃除口では管内の点検が困難で下流方向への掃除しかできないという欠点もある。

このため、このような場合はます径 15 cm 又は 20 cm のますを設け、掃除口の使用は極力避けることが望ましい。

やむを得ず掃除口を設置する場合、その形状及び構造は以下のとおりとする。

掃除口は、清掃用具が無理なく十分効果的に使用できる形と大きさとする。

設置する場所によっては、重量物による破損または清掃時の損傷が考えられるので、コンクリートで適切な防護及び補強を講じる必要がある。

蓋は、堅固で開閉が容易で臭気の漏れない構造とした密閉式のものとする。

(駐車場等の車両が通る場合は鉄蓋とする。)

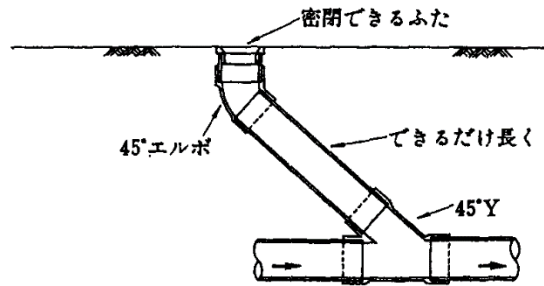
掃除口は使用する頻度が少ないため、所在を忘れがちとなるので、見やすい位置を選ぶか、又は適当な目印をつけておくことが望ましい。

掃除口の設置は次の基準による。

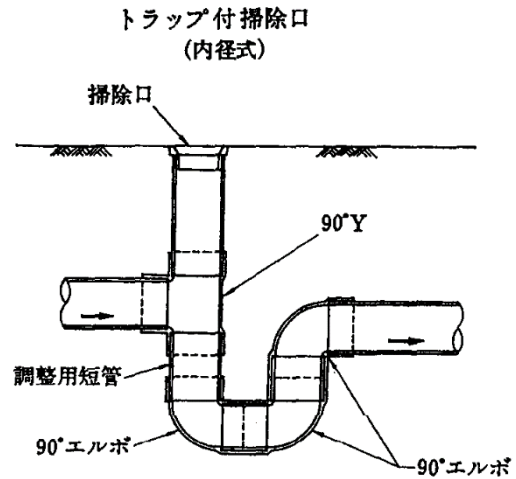
(1) 掃除口の形状

- ① 掃除口は、排水管の流れと反対方向又は直角方向に開口するように 45° Y、直管及び 45° エルボを組み合わせ、垂直に対して 45° の角度で管頂より立ち上げる。

垂直の部分を短くして斜めの部分をできるだけ長くする。管内の臭気が外部に漏れない構造とし、掃除用具が無理なく使用できる形状寸法とする。



清掃口の例 (ますが設置できない場合)



トラップ付清掃口の例 (器具トラップ又はトラップますが設置できない場合)

② 掃除口の口径は 100 mm以上を標準とする。ただし、排水管の直径が 100 mm未満の場合は、排水管と同一の口径としてもよい。

(2) 会合点

排水管に屋内からの排水管が会合する場合には、その取付けは水平に近い角度で合流させ、45° Yと 45° エルボを組み合わせることを原則とする。

排水管が深い場合は、掃除口の取付け部分で排水管を立て管とする。

立て管の下部は 90° 大曲エルボを使用する。

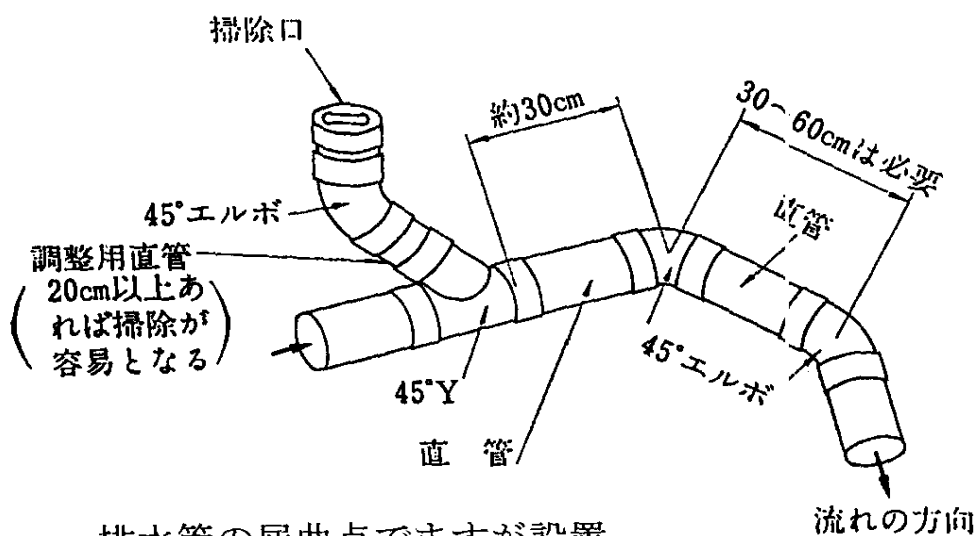
なお、2階以上の場合も同様とする。

(3) 屈曲点

排水管の屈曲点に掃除口を設置する場合は、汚水の逆流により汚物が堆積しない構造とする。排水管が直角に流下方向を変える箇所では、30~60 cmの直管と 45° エルボ 2本を用いて屈曲させ、屈曲開始点より上流、約 30 cm付近に 45° Yにより掃除口を立ち上げる。この場合、掃除口は 1箇所とする。

(4) 中間点

排水管の中間点に掃除口を設置する場合は、排水管の管路延長がその直径の 60 倍を超えない範囲で管の清掃上適当な箇所とする。



排水管の屈曲点でますが設置できない場合の掃除口と配管の例

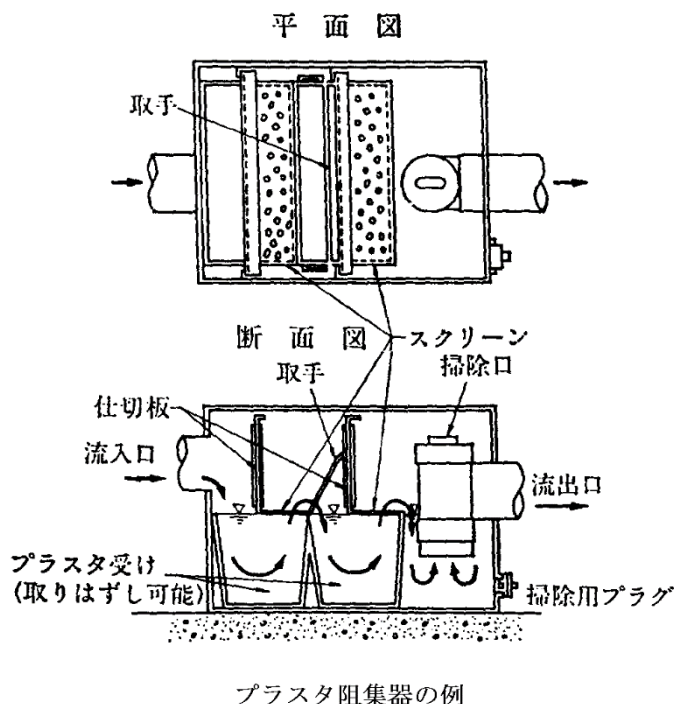
第4章 阻集器

4-1 阻集器の目的

阻集器とは、下水に混入する脂肪分、ガソリンなどの可燃性溶剤、土砂等の有害物質をできるだけ阻止収集して、排水設備及び公共下水道に流入するのを防止するために設けられる。

4-2 阻集器設置の条件

- ① 阻集器はトラップの機能を併せ持つものが多いので、これに器具トラップを設けると二重トラップとなるため注意が必要である。
- ② 阻集器は有害物が混入する恐れのある器具又は装置の、できるだけ近くに設ける。
- ③ 阻集器は汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。
- ④ 容易に保守、点検ができる構造とし、定期的に保守点検を行う。
- ⑤ 阻集器に密閉蓋を使用する場合は、適当な通気が取れる構造とする。
- ⑥ トラップの封水深は、5 cm以上とする。



4-3 阻集器の種類

(1) グリース阻集器

グリース阻集器は、営業用調理場等からの汚水中に含まれている脂肪類を阻集器内で冷却し、凝固させて除去し、排水管内に脂肪類が流入して管を詰まらせるのを防止する装置で、主としてホテル、レストランなどの調理場に設けられる。

器内に隔板を様々な位置に設ける構造で、流入してくる汚水を油と水の比重差を利用して分離させ、油を除いた水のみを下水道に流入させる。

グリース阻集器への後付けによるばっ気装置（菌又はオゾンなどを利用して油脂を分解するばっ気装置）の追加設置については禁止しているため、設置を行わないこと。

(2) オイル阻集器

ガソリン等の可燃性溶剤の下水道への流入は、下水管渠内における引火爆発等の事故の原因となり、非常に危険である。

これらの危険物質が下水道に流入するのを阻止するため、次の場所にはオイル阻集

器を設けなければならない。

- ① ガソリンスタンドやガソリンなどを貯蔵する場所
- ② 可燃性溶剤を製造、使用する作業所、販売所、製造所、工場
- ③ その他自動車整備工場等機械油の流出する工場

注 オイル阻集器内に気化したガソリン等が充満すると爆発の危険があるので、単独に通気管を立ち上げなければならない。

(3) 中和槽

化学工場などで排水する酸性及びアルカリ性の強い廃液は、下水管渠、ポンプ設備等を侵食、破壊し、終末処理に重大な影響を与える。

これを防止するためには、沈殿、稀釈、中和などの予備処理を必要に応じて行い、その後に排水管に流さなければならない。

構造は、コンクリートや煉瓦で作成し、内面をアスファルト類で耐酸仕上げとするのが一般的である。小工場では、厚焼陶管で作った簡単なものもある。

この設備を中和槽といい、設置の必要な工場等は次のとおりである。

- ① 酸性の強い廃液を取扱うもの（蓄電池業、メッキ業等）
- ② アルカリ性の強い廃液を取扱うもの（亜鉛メッキ業等）

(4) その他の阻集器

① ヘア阻集器

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取付けて、スクリーンによって毛髪を阻集する。

② サンド阻集器、セメント阻集器

土砂、ガラス屑などを排水する工場などに設置され、オイル阻集器とは逆に底部に沈積させて阻集する。底部の深さは 150 mm 以上とする。

③ ランドリー阻集器

営業用洗濯場等からの汚水中に含まれている糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット型のスクリーンを設ける。

④ プラスタ阻集器

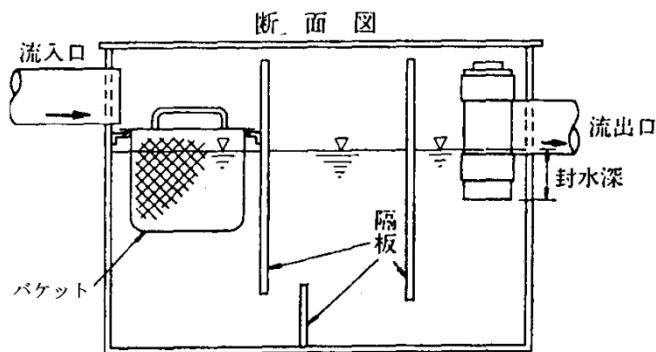
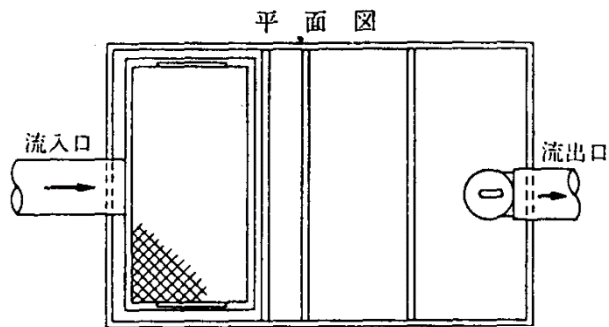
外科ギプス室や歯科技工室からの汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離する。プラスタは排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。

(5) 阻集器の維持管理

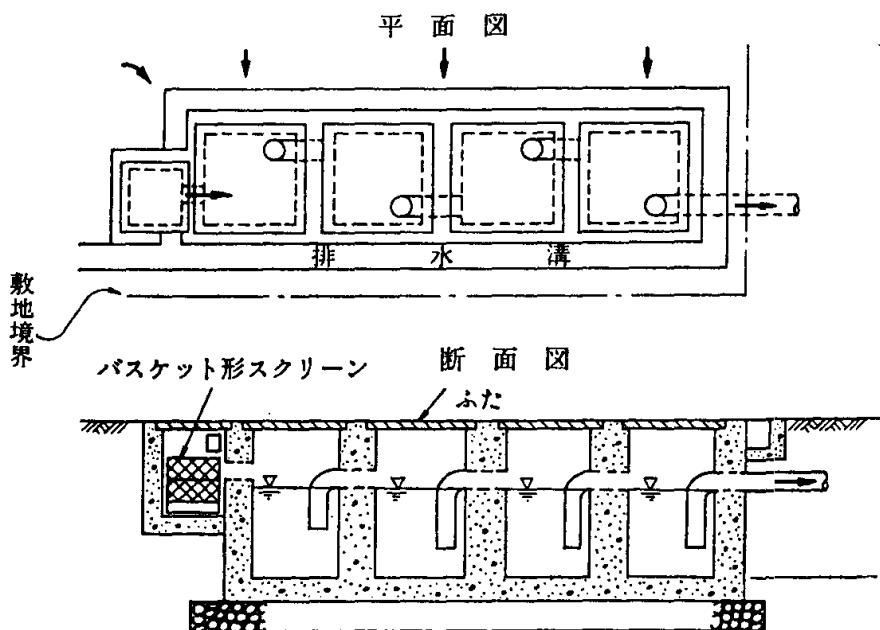
- ① 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液等の浮遊物、土砂、その他沈殿物は、定期的に除去しなければならない。
- ② 阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等によらなければならない。ただし、再利用する場合はこの限りではない。

注 阻集器の管理を怠った場合、油の膠着等により公共下水道が閉塞することがあるが、

この場合使用者の責任（費用負担）で復旧することとなる。

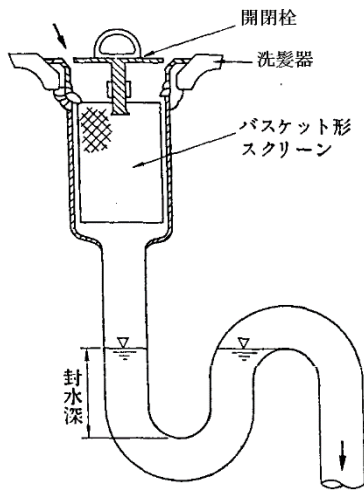


グリース阻集器の例

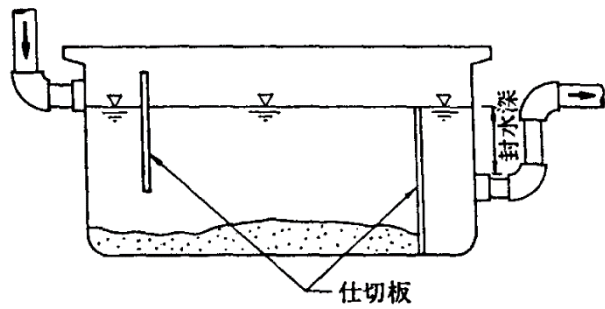


注 オイル阻集器は、サンド阻集器を兼ねる場合がある。

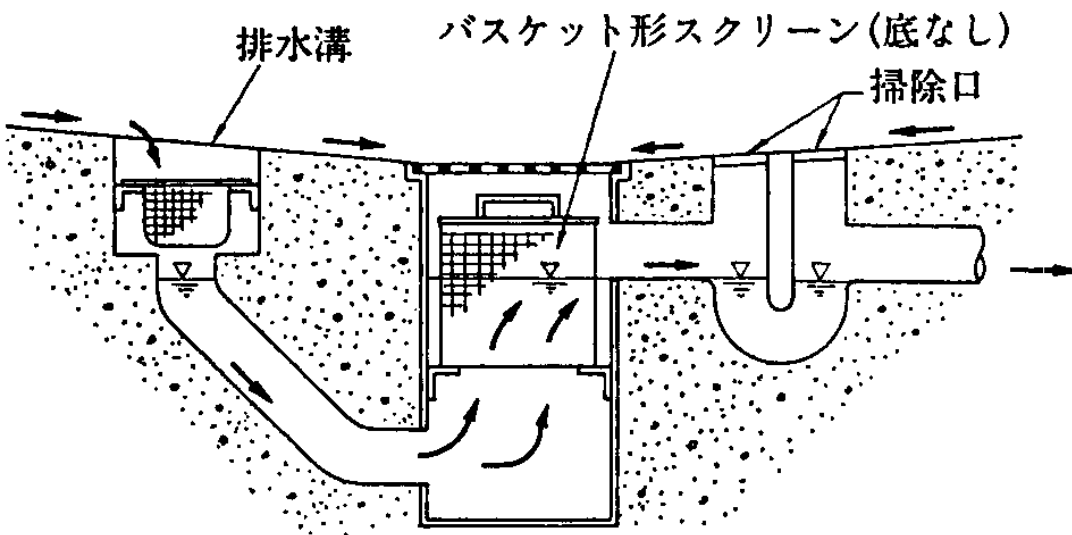
オイル阻集器の例



ヘア阻集器の例



サンド阻集器の例



ランドリー阻集器の例

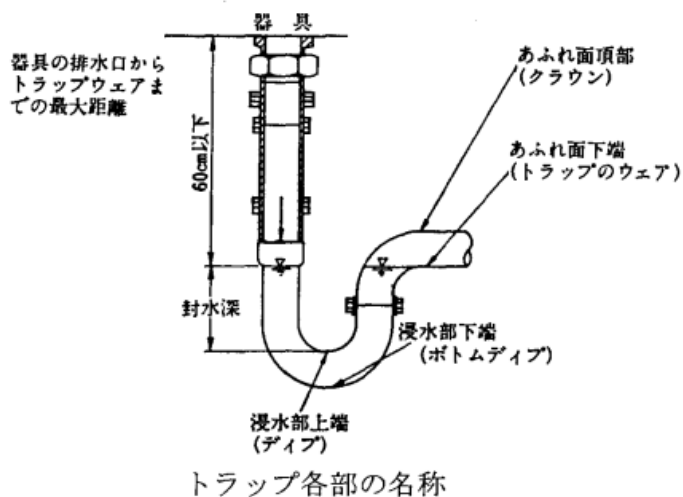
第5章 屋内排水設備

5-1 トラップ (防臭装置)

(1) トラップの目的

トラップとは、公共下水道から有害な下水ガス、悪臭、ネズミ、ゴキブリ等が室内に侵入するのを防ぐ目的で設けられる装置で、衛生器具に付属するか、排水設備系統中に設けられる。

衛生器具等の器具に接続して設けるトラップを器具トラップという。



(2) トラップの構造

- ① 排気管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に阻止できる構造とする。
- ② 汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない構造とし、排水自身の作用によりトラップ内部を洗浄することができる。
- ③ 封水深は 5 cm以上 10 cm以下で、封水を失いにくい構造とする。
- ④ 器具に接続しやすく、検査、掃除が容易なこと。
- ⑤ 材質は耐食性、非吸水性で表面は平滑なものとする。
- ⑥ 器具の排水口からトラップウェア（あふれ面下端）までの垂直距離は、60 cmを超えてはならない。

(3) トラップの種類

トラップには、大別して管トラップ、ドラムトラップ、ベルトトラップ及び阻集器を兼ねた特殊トラップがある。

① 管トラップ

管トラップは、通水路を満水状態で流下させるとサイホン現象を起こし、水と汚物を同時に流す機能を有することから、サイホン式とも呼ばれる。

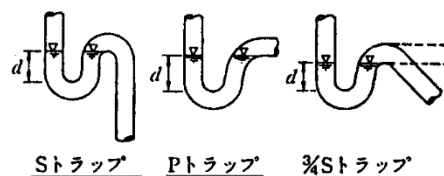
Pトラップ、Sトラップ、ふくろトラップ、Uトラップがある。

PトラップはSトラップとともに手洗い器、洗面器用として広く使用される型である。Pトラップはこれに通気管を設ければ封水安定の理想的な型である。

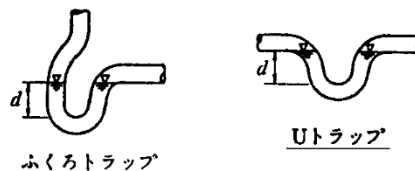
Sトラップはきわめて自己サイホンを起こしやすいため、なるべく使用しないほうが良い。

Uトラップは排水管の流速を阻害し、汚物などの停留を招く欠点があるので、やむを得ない場合のほかは使用しないようにしたい。

管トラップは、小型でトラップ内を自身の排水で洗い流す自己洗浄機能をもっているという利点があるが、封水を破られやすいという欠点もある。



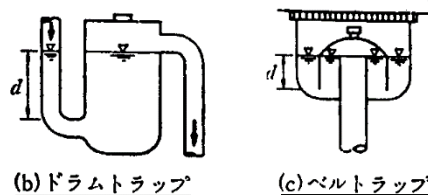
Sトラップ Pトラップ ¾Sトラップ



ふくろトラップ

Uトラップ

(a) 管トラップ



(b) ドラムトラップ

(c) ベルトトラップ

トラップの例

② ドラムトラップ

ドラムトラップは流し類の排水用に用いられ、上記トラップより封水を多量に貯留できる構造であるため、封水は破られにくいですが、自己洗浄作用がなく沈殿物が溜まりやすい。

その封水部分は胴状（ドラム状）となっており、ドラムの内径は、排水管系の2.5倍を標準とし、封水深は5 cm以上とする。

③ ベルトトラップ

封水を構成している部分がベル状をしているためこの名があり、浴室、水洗便所などのタイル張り又はモルタル塗床面に設けられる。

ストレーナーとベル状をしている部分が一体となっているベルトトラップなど、封水深が既定の5 cmより少ないものが多く市販されている。

この種のベルトトラップは、封水が破られやすく、詰まりやすいので、特殊な場合を除いて使用しないほうが良い。

(4) トラップ封水の破られる原因

トラップの封水は、次に示す種々の原因によって破られるが、適切な通気と配管により防ぐことができる。

① 自己サイホン作用

Sトラップによくおこる現象で、洗面器などに水をためて一時に器具から満水の状態で流れたとき、排水の流下勢力が強くなるため、封水が残すことなく吸引される。

② 吸い出し作用

排水立て管に接近して器具が設けられたときに、立て管の上部から一時に多量の水が落下した場合、立て管と排水横枝管の連結部付近で低圧となり、封水が立て管の方へ吸引される。

③ はね出し作用

トラップに続く器具排水管が、排水横枝管を経て、又は直接に排水立て管に連結されている場合、この横枝管または立て管内を一時に多量の排水が流下すると、その水のかたまりが一種のピストン作用を起こすことがある。

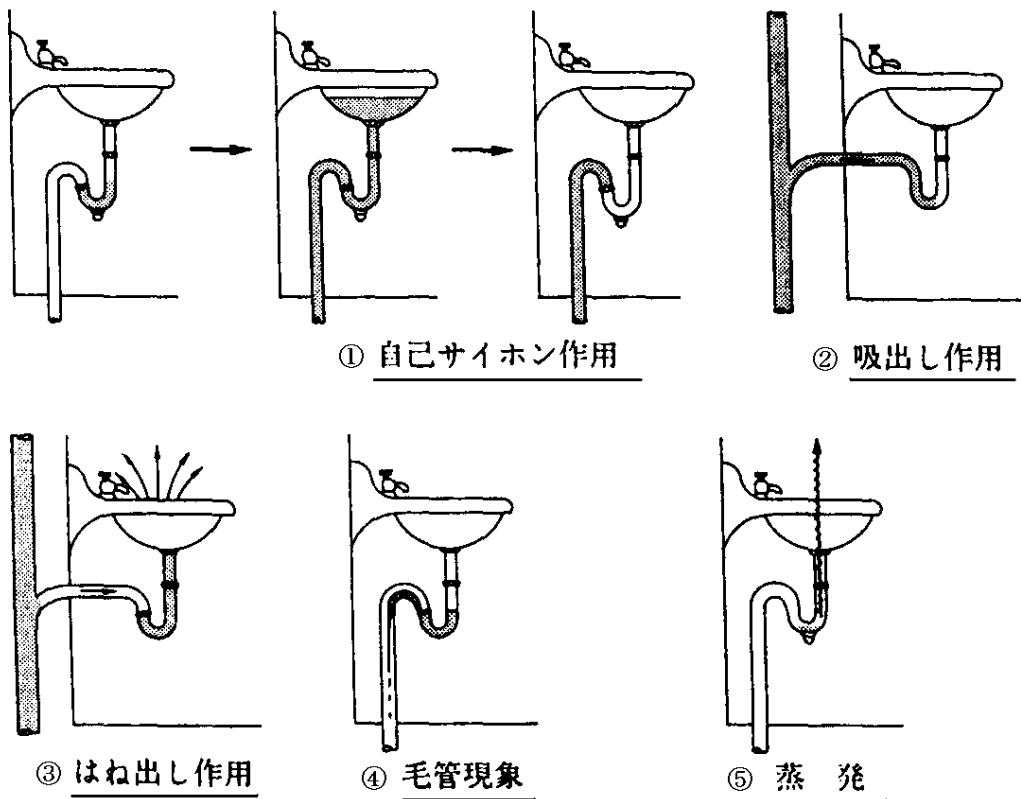
このため、下流または下の階の器具封水が、空気の圧迫によって器具の排水口から噴き出してしまう。

④ 毛管現象

トラップのあふれ面に布きれ、糸くず、毛髪などがかたまって垂れ下がった状態において、毛管現象により封水が徐々に誘導流下し、ついに封水が破られる。

⑤ 蒸発

排水器具を長時間使用しない場合には、封水が徐々に蒸発して封水が破られる。このことは、洗い流すことがまれな床排水トラップに起きやすい。



(5) トラップ設計施工上の注意

トラップの設計施工上注意すべき点は次のとおりである。

① トラップの取付け位置

トラップは各器具ごとに（1器具1個）、なるべくその排水口に接近して設けることを原則とする。

複数の屋内排水器具の排水を1個の共用トラップに接続するのは、故障の原因となるので好ましくない。

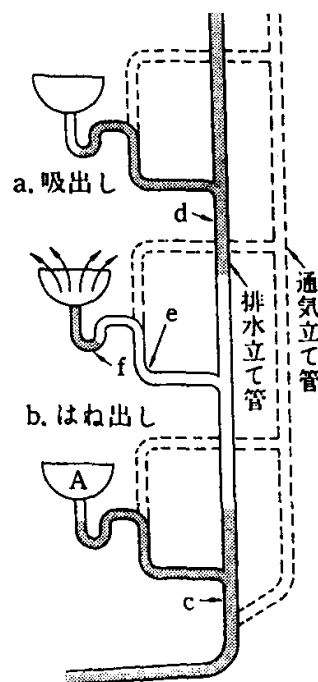
② 二重トラップの禁止

二重トラップとは、1本の器具排水管にトラップが二重に設けられることで、排水管内の空気を密閉することになり、管つまりの原因となる。

増改築時において、複数の屋内排水器具が1個の共用トラップに接続され、二重トラップとなる事態が発生しやすくなるため注意を要する。

③ 封水の保護

トラップの封水破壊は、適当なところに通気管を設けることによって防ぐことができる。



注 破線で示した通気管で封水は保護される。

吸出し作用とはね出し作用

5-2 掃除口

排水管には、物が落ちて詰まったり、長時間の使用によりグリース等が管内に付着したりするなどして流れが悪くなった場合に、管内の清掃ができるように掃除口を設ける。

(1) 設置箇所

- ① 排水横枝管及び排水横主管の起点
- ② 延長が長い排水横枝管及び排水横主管の途中
- ③ 排水管が 45° を超える角度で方向を変える箇所
- ④ 排水立て管の最下部又はその付近
- ⑤ 排水横主管と屋外の排水管の接合箇所付近（ますで代用しても良い）
- ⑥ 上記以外の特に必要なと思われる箇所

- (2) 掃除口は容易に掃除できる位置に設け、周囲の壁、はり等が掃除の支障となるような場合には、原則として、直径 65 mm以下の管の場合には 300 mm以上、直径 75 mm以上の管の場合には 450 mm以上の空間を掃除口の周囲にとる。
排水横枝管の掃除口取付け間隔は、原則として、排水管の直径が 100 mm以下の場合には 15m 以内、100 mmを超える場合は 30m 以内とする。
- (3) 掃除口を地中埋設管に設ける場合には、その配管の一部を床仕上げ面又は地盤面、もしくはそれ以上まで立ち上げる。
ただし、この方法は管径が 200 mm以下の場合に用いる。
- (4) 隠ぺい配管の場合には、壁又は床仕上げ面と同一面まで配管の一部を延長して掃除口を取付ける。
また、掃除口をやむを得ず隠ぺいする場合は、その上部に化粧蓋を設けるなど、掃除に支障のないようにする。
- (5) 排水立て管の最下部に掃除口を設けるための空間がない場合等には、その配管の一部を、床仕上げ面又は最寄りの壁面の外部まで延長して掃除口を取付ける。
- (6) 掃除口は、排水の流れと反対又は直角に開口するように設ける。
掃除口の蓋は、漏水がなく臭気が漏れない密閉式のものとする。
- (7) 掃除口の口径は、排水管の直径が 100 mm以下の場合には排水管と同一の口径とし、100 mmを超える場合は 100 mmより小さくしてはならない。
- (8) 地中埋設管に対しては、十分な掃除のできる排水ますを設置しなければならない。
ただし、管径 200 mm以下の配管の場合は、掃除口でもよい。
この場合、排水管の一部を、地表面または建物の外部まで延長して取付ける。
なお、容易に取り外すことができる器具トラップ等で、これを取り外すことにより排水管の掃除に支障ないと認められる場合には、掃除口を省略してもよい。
ただし、器具排水管の 2 か所以上に曲がりがある場合には、掃除口は省略しない。

5-3 水洗便所

水洗便所に設置する大便器、小便器、付属器具等は、用途に適合する型式、寸法、構造、材質のものを使用する。

(1) 大便器

水洗便所の衛生器具で特に留意すべきものは大便器である。大便器は大別すると、床に埋め込んで使用する和風大便器と、床上に設置して腰掛けて使用する洋風大便器に分けることができる。

一般的な構造は、水洗便器内部に屈曲の多い排水路が形成されており、これによって通過する洗浄水のスピードを遅くして排水路を満水状態にし、サイホン作用を発生させて、汚物を吸引排出する。

機能により次のように分類される。

① 洗出し式

和風大便器の最も一般的な形式であり、便器周縁の各所から噴出する洗浄水が汚物を洗い出す方式である。

② 洗落し式

汚物をトラップ留水中に落下させる方式である。汚物が水中に落ちるので、洗出し式に比べて臭気が少ない。

比較的安価であるため、洗出し式とともに多く普及している。

③ サイホン式

構造は洗落し式と似ているが、排水路を屈曲させることにより、洗浄の際に排水路部を満水させ、サイホン作用が起こるようにしたものである。

洗落し式に比べて排出力が強力である。

④ サイホンゼット式

サイホン式便器のトラップ排水路入口に噴水孔を設け、この噴水によって強制的にサイホン作用を起こさせるようにしたものである。この方式は、サイホンによる吸引作用が強いため、広い留水面が確保でき、封水深が大きく、排除が確実で臭気の拡散や汚物の付着がほとんどない。

⑤ ブローアウト式

サイホンゼット式と似ているが、サイホン作用よりも噴水作用に重点を置いた機能になっており、噴水孔からの噴水圧で汚物を吹き飛ばし、排水するようにしたものである。

サイホン作用を利用しないため、トラップの排水路が大きく、詰まる恐れが少ない。

しかし、給水圧が 10N/cm²以上必要であり、洗浄音が大きい。

(2) 大便器の洗浄方式

① フラッシュバルブ方式

タンクが無く給水圧で洗浄する方式で、管径 25 mm以上・0.07Mpa 以上の水圧を必要とする。

構造は複雑であるが、使用面積が小さく、連続使用ができることが特徴である。

② ロータンク方式

タンクの据付位置が低く、タンク底面が床上 50 cm又は以下になる。

構造は簡単であるが、面積が大きく、連続使用はできない。

③ ハイタンク方式

タンクの据付位置が高く、床上約 1.8m 以上に設ける。

設置位置が高いため維持管理に不便はあるが、構造が簡単であり、使用上の面積が小さい。連続使用はできない。

(3) 小便器

普通型（ろうと型の壁掛け式）とストール型があり、トラップが本体と一体になっているものと別個のものがある。トラップ付きは、施工や維持管理面で有利である。

ストール型は、普通型に比べて乾燥面が広いため、便器上部に一系列に水の出る小孔を配し、ここから一面に水を行き渡らせる構造となっている。

(4) 小便器の洗浄方式

水栓方式、フラッシュバルブ方式及び自動サイホン方式がある。

① 水栓方式

水栓の開閉によって洗浄するもので、洗浄の確実性が期待できず非衛生的になりやすい。

② フラッシュバルブ方式

押ボタンを押すと一定量の洗浄水が流れ、自動的に止まるもので、操作は容易であるが、洗浄の確実性は期待できない。

③ 自動サイホン方式

ハイタンクと組み合わせて使用するもので、タンク内の水を自動的に放水して洗浄する方式。

夜間等、使用者がいないときにも自動的に水が流れる欠点があるので、タイマー方式等により節水を図ることが必要である。

5-4 水洗便所の設置

(1) 汲取り便槽の処理

汲取り便所の改築にあつては、し尿を完全に汲取った後、便槽を掘り起こし撤去を行う。

やむを得ず残す場合は、便槽内を消毒清掃し、便槽の底を割り、浸透水が便槽内に滞留しないようにする。

便槽の埋め戻しは、工事残土のうち良質な土砂で埋め戻し、将来沈下のないように十分に突き固める。

(2) 浄化槽の処理

浄化槽からの改築にあつては、浄化槽を残すことは公衆衛生上好ましくないので撤去する。

撤去できない場合は、底部に水が滞留しないように水抜き用の穴を設け、槽内を土砂等で完全に埋める。

浄化槽を残し、散水用などの目的に使用する場合は、浄化槽内を十分に消毒清掃し、また、使用上においては、浄化槽の蓋などの破損、老朽化及び溜まった水の腐敗防止に気をつけ、事故が発生しないよう管理を行う。

(3) 器具の取付け

① 便器は所定の位置に正しく堅固に据付け、便器の排便口と排便管の中心を一致させるように排便管を埋設する。

便器の一部がコンクリート内に埋め込まれている場合には、コンクリート又はモルタルとの接触面にアスファルト等の緩和剤を入れる。

木造床に取付ける場合は、必要に応じて補強を行うこと。

② 便管の受口

便器と排便管の接続には、フランジを用いるか、モルタルパテ等を受口上端に隙間なく詰め、漏水のないようにする。

③ タンクの取付け

タンクは水平かつ堅固に取付ける。

(4) 配管及びますの位置

曲管は大曲り管を用い、排水の円滑な流下と掃除のしやすい配管とし、直角に折れた90°曲り管の使用は好ましくない。

また、ますの設置については、できるだけ近距離(3m以内)に設けるのが好ましい。

5-5 通気管

(1) 通気管の機能

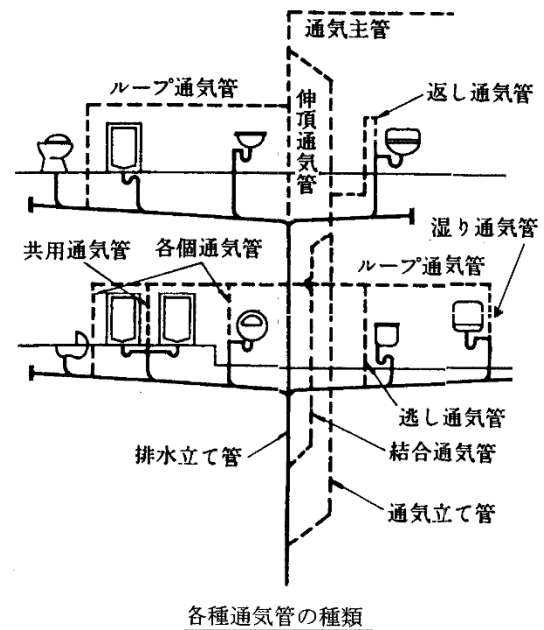
通気管には下の3つの機能がある。

- ① サイホン作用及び背圧からトラップ封水を保護する。
- ② 排水管内の排水の流れを円滑にする。
- ③ 排水管内に新鮮な空気を流通させ、排水管内の換気を行う。

(2) 通気管の種類

通気管は器具ごとに設ける各個通気管が最も望ましい。

このほかに、ループ通気管、伸頂通気管、逃し通気管、結合通気管、湿り通気管、共用通気管、返し通気管などがある。



(3) 通気管の施工

- ① 排水立て管の上端は管径を縮小せず、大気中に開口する（伸頂通気管）。
- ② 通気立て管の上部は単独に大気中に開口するか、器具のあふれ縁から 150 mm 以上高い位置で伸頂通気管に接続しなければならない。
- ③ 通気管は、管内の水滴が自然流下できるよう適度の勾配をつける。
- ④ 通気管の取り出しは、横走り排水管の中心線上部から垂直ないし 45° 以内の角度で取り出す。
- ⑤ 屋根上の通気管は、屋根より 150 mm 以上立ち上げ、窓等の建物開口部付近では開口部より 上 600 mm 又は水平に 3m 以上 離す。

※マエザワのビニマスシステム・ビニホールシステムのカatalogの設計・施工上の注意に、100 mm サイズで VU 継手の LL、LT を使用すれば通気管が必要ないとの記載されているため、例外として立て管が 100 mm サイズの場合に通気を確保したものとしている。

5-6 排水管の管径及び勾配

排水管は、接続している衛生器具の使用に支障がないように排水を円滑かつ速やかに流下させるため、排水量に応じて適切な水深と流速が得られるような管径及び勾配とする。

(1) 管径

排水管の管径については、以下の基本的事項が定められている。

- ① 器具排水管の管径は器具トラップの口径以上で、かつ 30 mm以上とする。衛生器具の器具トラップの最小口径は定められている。
- ② 排水管は、立て管、横管いずれの場合も、排水の下流方向の管径を縮小しない。
- ③ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。
- ④ 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管の最大管径以上とし、どの階においても、建物の最下部における最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一管径とする。
- ⑤ 地中又は地階の床下に設ける排水管の管径は、50 mm以上が望ましい。
- ⑥ 各個通気方式又はループ通気方式の場合、排水立て管のオフセットの管径は、排水立て管に対して、45° 以下のとき垂直な立て管とみなし、45° を超える場合、その負荷流量などにより規定されている。
- ⑦ 排水管の管径決定方法は、定常流量法と器具単位法がある。

(2) 勾配

排水管の勾配は下表を標準とする。

管径 (mm)	勾配 (最少)
65 以下	1/50
75、100	1/100
125	1/150
150 以上	1/200

第6章 工事申請、完了届出、完了検査

宅内排水設備の設備や改修に当たっては、下水道法及び春日市下水道条例により申請及び検査を行うことが定められている。

春日市内における宅内排水設備工事において、春日市が認めた業者以外の者が行なった場合など、不正が認められたとき5万円以下の過料が科せられる。

6-1 工事申請

(1) 手続き上の注意（重要事項！）

- ① 指定様式を使用し、工事着工前に申請すること。
- ② 指定様式は、下記の書類と一体としている。
 - ・排水設備新設等工事計画確認申請書
 - ・排水設備新設等工事完了届出書（公共下水道使用開始届）
- ③ 排水設備新設等工事計画確認申請書（以下、申請書とする。）の提出に当たっては、申請書および添付書類を1部複写し、提出すること。
- ④ 複写分は、申請書副本として申請受付後に返却されるので、保管すること。
- ⑤ 縦断図の添付は、一系統の管延長30m以上の場合に行うものとする（30m未満の場合は、事務軽減として免除）。
- ⑥ 工事に課題がある場合、事前に調整を行うこと（調整が完了していない状態で着工しないこと）。
- ⑦ 工事の利害関係者に対しての調整は、トラブルを避けるため申請前に行うこと。
- ⑧ 公共ますと境界は、必ず現地調査を行い確認すること（特に、県道に面している場合は、宅地内に公共ますが設置されている場合があるため注意が必要）。
- ⑨ 立水栓にガーデンパン等を設ける場合（足洗い場）は、汚水接続とすること。
- ⑩ ゴミ置き場の排水は汚水接続とすること。
- ⑪ 屋外給湯器（エコジョーズ・エコキュート等含む）からのオーバーフロー（膨張水）配管の排水やドレン排水は、原則として汚水接続とすること。
- ⑫ 店舗等に設置する、規模の大きい冷暖房機からのドレン排水については、事前に確認すること。
- ⑬ 雨水・汚水接続のどちらで施工すべきかわからないときは、事前に確認すること。
- ⑭ 屋内排水設備は、原則として汚水排水系統と雑排水系統を別系統とし、できるだけ最短な経路で屋外排水設備に接続することが望ましい。
- ⑮ グリーストラップ（阻集器）について、レストラン等の調理場でない場合でも、自家調理を行う保育園等の施設には設置することが望ましい。規模が100人以上のものとなる場合は、原則として設置すること。
- ⑯ 一般家庭以外の使用者が井戸を利用する場合は、使用者が量水器を設置することが原則であるため、申請前に申請者と調整を行うこと。
- ⑰ 既存管を利用する際、既存管に極端な勾配不足がある場合などは利用できないこととなるので、十分調査を行うこと。
- ⑱ 理由書等の追加の書類を求められた場合は、速やかに提出すること。

※例外について

・潜熱回収型ガス給湯器（＝エコジョーズ）のドレン排水

汚水接続に困難を生じる特別の事情がない場合は、原則として汚水接続を行うものとする。

特別の事情がある場合において、以下のすべての要件を満たすものについては、協議の結果として雨水接続を許可する場合がある。

- 1 設置する潜熱回収型ガス給湯器が、一般財団法人日本ガス機器検査協会（J I A）の認証機器であり、「ガス機器認証マーク」を有するものであること。
- 2 汚水系統の排水設備への排出が建物等の構造上極めて困難であること。
 - (1) 建物のスペース等の関係でドレン排水を取る汚水配管を敷設することが困難な場合
 - (2) 給湯器の近くに汚水配管がなく、汚水配管に接続しようとする大規模修繕等が必要となる場合
 - (3) 給湯器の近くに汚水管（埋設管）が配置されていない場合
- 3 近隣周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことがないような施工が可能であること。
 - (1) ドレン排水を直接地先の側溝やベランダ、共通通路等に排水する場合は、飛散、溢水防止の処置が講じてあること。
 - (2) 側溝、集水ますに滞留する水に起因する害虫が発生しないような配慮がされていること。また、近隣住宅とのトラブルの原因とならないよう万全を期すこと。
 - (3) ドレン排水の状況等の点検、確認等に支障がないこと。

(2) 記入上の注意

- ① 申請日付は必ず記入すること。
- ② 申請者は施主（所有者）とし、連絡先電話番号は必ず記入すること。
- ③ 設置住所は、地番変更等があるため、最新の住所を記入すること。
- ④ 着工予定日、完了予定日は必ず記入すること。
- ⑤ 見取図は最新の地図を使用すること。
- ⑥ 工事店の電話番号（責任技術者の携帯電話番号）等の連絡先を記入すること。
- ⑦ 鉛筆や消せるボールペンの使用はしないこと。
- ⑧ 修正がある場合は、修正液等を使用せず、二重線で消すこと。

(3) 工事中の注意（計画変更等）

工事中、以下の場合必ず連絡と調整を行うとともに、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除き、計画変更の届出を行うこと。

また、工事中であっても申請事項に疑義が生じたときなどは現場の確認を行い指示することがある。

- ① 勾配が基準に満たなくなった場合や極端に大きくなった場合
- ② 屋外配管が半分以上変更となった場合や流れる方向が変更になった場合
- ③ 排水設備が増えた場合
- ④ 担当者が変更になった場合
- ⑤ 完了が完了予定日より1ヵ月以上遅れる場合（速やかに連絡すること）
- ⑥ 雨水接続と汚水接続を申請内容から変更する場合
- ⑦ 公共ますからのサービス管に不具合が生じている場合
- ⑧ その他、申請内容に大きな変更がある場合

6-2 完了届出と検査

(1) 手続き上の注意（順不同）

- ① 届出は、下水道課窓口において、申請書原本の排水設備新設等工事完了届出書（以下、完了届出書とする。）に必要な事項を記入し申請すること。
- ② 申請書副本は必ず持参すること。
- ③ 完了時に、竣工平面図を別紙に作成して設備場所を記載すること。
- ④ ドルゴ通気等の検査時に目視確認ができないものは、写真を添付すること。
- ⑤ 基本工事の竣工精算数量の欄は、様式記入例のとおり作成し提出すること。
- ⑥ マンションや大規模施設等で排水箇所が多くある場合、別紙に「ます一覧表」を提出すること（検査に時間を要することを留意すること）。
- ⑦ 工事が完了したら速やかに届け出を行うこと。
5日以内に届出を行わなかった場合、過料を科すことがある。
- ⑧ 届出時に完了検査日を確認すること。
- ⑨ 新築の場合は入居前に、増改築等の場合は入居者との連絡を行った上で検査日程を調整すること（入居者とトラブルにならないようにすること）。

(2) 記入上の注意

- ① 申請日付は必ず記入すること。
- ② 着工日、完了日、使用開始日は事実関係に基づき正確に記入すること。
- ③ 使用開始日は、公共下水道に接続した日又は工事完了日とする。
- ④ 用水用途は正確に記入すること。

(3) 完了検査

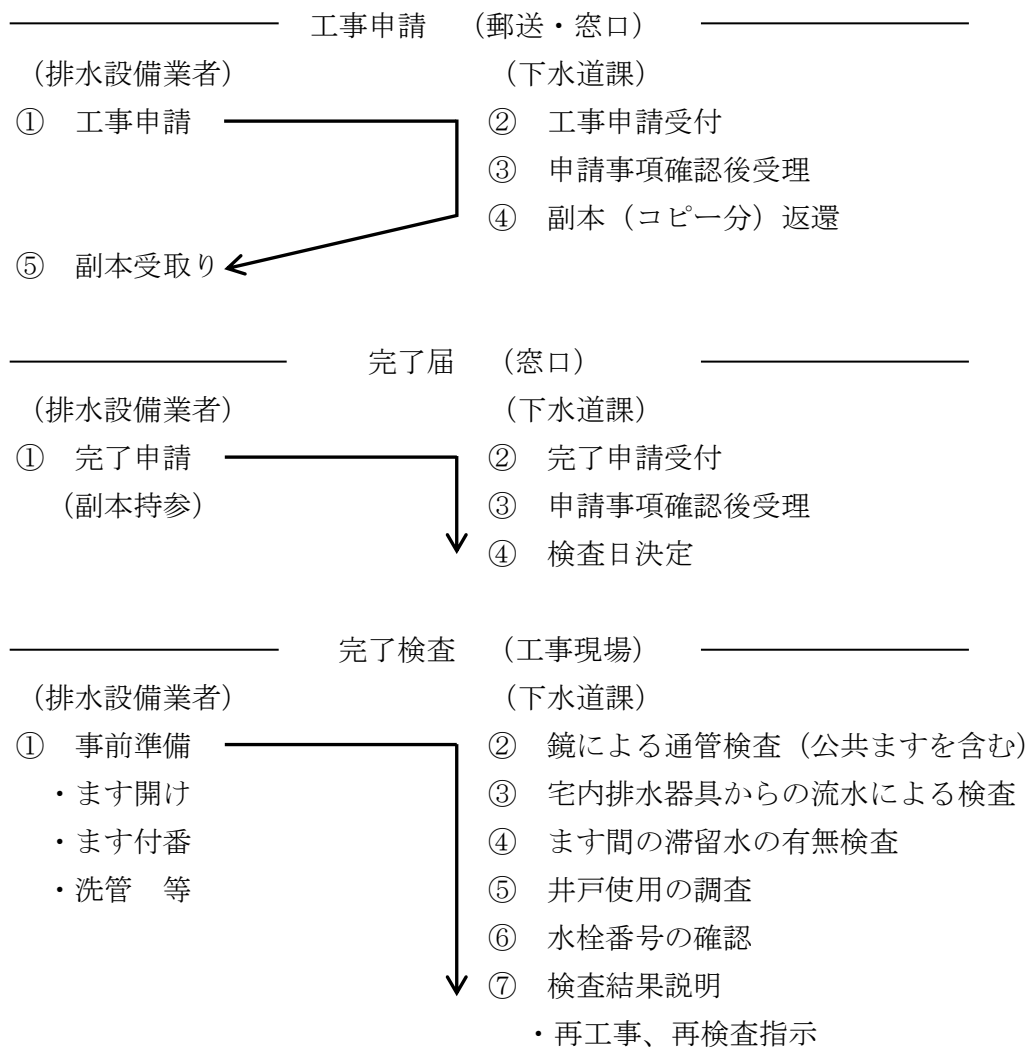
- ① 公共ますから宅内ます間（サービス管）も検査の対象とする。
- ② 工事店は公共ますの開閉器具を用意し、開閉を行うこと。

- ③ 検査は実際に水を流すため、必要に応じてバケツ等の用意をすること。
- ④ 既存管を使用する場合、検査前に必ず洗管を行うこと。
- ⑤ 洗濯機が設置されていない場合、器具排水口からの検査を行う。また、既に入居をしており洗濯機を設置していた場合も検査を行うので、操作できるようにすること。
- ⑥ 集合住宅や大規模施設等で宅内ますが多くある場合、まずに番号を記入すること。
- ⑦ 竣工図と現場の状況が著しく異なる場合、検査を中止することがある。
- ⑧ 検査を中止した場合や、完了検査終了後に課題が生じた場合に、改修等の指示を行うことがある。

舗装工事等で管が中だれを起こし、水が停滞する場合は、再工事・再検査となるため、十分注意して工事を行うこと。

- ⑨ 指示された改修等は速やかに行い、再検査を受けること。
- ⑩ 検査時に水栓番号が分からない場合、水道工事完了後、速やかに報告すること。
- ⑪ 井戸が設置されている場合、ポンプ（及び量水器）の設置場所とその用途（宅内の使用箇所）を報告すること。
- ⑫ 量水器を設置した場合は使用開始前の指針、撤去した場合は最終の指針の写真を添付すること。

6-3 工事申請から完了検査までの手順



第7章 排水設備指定工事店

7-1 制度の概要

下水道は、市民が快適な住環境を享受するための重要なものです。

宅内の排水設備から出た水は、公共下水道の管路を経て処理場で浄化され、自然に還流されています。

質の高い宅内排水設備を構築することは、市民生活の向上と自然環境を守るうえで最も基本的で重要なものです。

このため、各自治体は国が定めた下水道法に基づき、それぞれの自治体に応じた規定を定めています。

本市では、宅内排水設備工事を行うにあたって、「春日市下水道排水設備指定工事店等に関する規則」を定めています。(資料参照)

この規定により登録された排水設備指定工事店は、上記規則に定めた規定を守ることが義務付けられます。

7-2 排水設備指定工事店

(1) 概要

- ① 春日市の宅内排水設備工事は、春日市が指定した工事店のみが行うことができる。
- ② 排水設備指定工事店は、最低1名以上の工事店専属責任技術者を登録すること。
- ③ 登録の期間は5年未満
- ④ 規則を守らない場合、罰則がある。
- ⑤ その他の事項は、規則を参照し遵守すること(資料参照)。

(2) 注意事項

- ① 本市に登録されていない工事店が工事を行い、本市の排水設備指定工事店が工事申請と検査のみを代行することは禁止する。自己の名義を他の業者に貸与することも禁止する。
違反した場合、当該名義の排水設備指定工事店がすべての責任を負うものとする。
- ② 排水設備の完了検査は、工事店専属責任技術者が立ち会うこと。
- ③ 常に専属責任技術者の技能向上に努めること。
- ④ 新築工事にあつては、物件の引渡し以前に検査を行うこと。
- ⑤ 下水道工事完了検査と水道工事完了検査は独立したものであり、それぞれ実施の必要があるため、下水道工事完了後、速やかに検査を受けること。
- ⑥ 排水設備新設等工事計画確認申請書の申請前に工事を完了した場合は、極めて悪質な違反行為であるため、排水設備指定工事店が物件の所有者へ説明のうえ、すべての責任を負うものとする。
- ⑦ 既存管を利用した工事は、勾配など問題が多いため極力避けること。
- ⑧ 雨水接続と汚水接続の判断ができない場合、必ず事前に調整すること。
- ⑨ ディスポーザーシステム及び宅内集中排水システムを使用する場合、事前に調整すること。

- ⑩ 阻集器を設置した場合、その他排水設備に応じて、その清掃・維持管理を適切に行うよう使用者へ説明すること。
 (厚生労働省「建築物環境衛生管理基準」において、共同住宅等の阻集器の清掃は6ヵ月ごとに実施することが求められている。阻集器の管理を怠ったことにより、油の膠着等で公共下水道が閉塞した場合、使用者に費用負担が求められる。)
- ⑪ 専属責任技術者が退職等により専属でなくなった場合、速やかに春日市下水道排水設備指定工事店専属責任技術者名簿専属解除の届出及び責任技術者証の返還を行うこと。
- ⑫ 登録事項に変更がある場合、速やかに春日市排水設備指定工事店異動届の届出を行うこと。
- ⑬ 業務を廃止する場合、速やかに春日市排水設備指定工事店指定辞退届の届出を行い、指定工事店証及び責任技術者証の返還を行うこと。

(3) 専属責任技術者

- ① 登録事項に変更があった場合は、速やかに春日市排水設備工事責任技術者異動届の届出を行うこと。
- ② 退職などで専属でなくなった場合は、速やかに春日市下水道排水設備指定工事店専属責任技術者名簿専属解除の届出及び責任技術者証の返還を行うこと。
- ③ 申請及び検査時における指摘事項については遵守すること。
- ④ 責任技術者証の有効期限を確認し、引き続き登録更新を希望する場合は、期間が満了するまでに更新講習を受講すること。

下記の様式は、春日市のウェブサイトからダウンロードすることが出来る。

様式第1号	春日市下水道排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新）
様式第1号の2	営業所の平面図及び付近見取図
様式第2号	春日市下水道排水設備指定工事店専属責任技術者名簿（新規・更新・廃止）
様式第4号	春日市下水道排水設備指定工事店証再交付申請書
様式第5号	春日市下水道排水設備指定工事店指定辞退届
様式第6号	春日市下水道排水設備指定工事店異動届
様式第7号	春日市下水道排水設備工事責任技術者登録申請書
様式第9号	春日市下水道排水設備工事責任技術者異動届
様式第10号	春日市下水道排水設備工事責任技術者再交付申請書

7-3 違反行為に対する処分について

○春日市下水道排水設備指定工事店等に対する処分基準等に関する要綱

(平成 30 年 11 月 30 日告示第 234 号)

別表(第 3 条関係)

1 指定工事店に係るもの

該当条項	違反行為	回数等	処分等	
規則第 11 条第 2 項第 1 号(法令等に違反する行為)	(1)条例第 6 条第 1 項 (2)規則第 7 条第 2 項第 5 号	ア 排水設備新設等工事計画確認申請書(以下「事前申請書」という。)の提出前に工事に着手したこと(無届工事)。 イ 事前申請書の提出後において市長の確認を受ける前に工事に着手したこと。 ウ 工事に係る計画を変更する場合においてア又はイに該当する行為を行ったこと。	1 回目	文書警告
			2 回目	停止又は取消し
	条例第 6 条第 2 項	ア 工事に係る計画の変更の届出がなく、かつ、排水設備新設等工事完了届出書(以下「完了届」という。)に添付された完工図において実際の施工内容が反映されていないこと。 イ 屋内排水設備について、工事に係る計画の変更の届出がなく、かつ、事前申請書に添付	1 回目	口頭注意
			2 回目	文書警告
			3 回目	文書警告、停止又は取消し

		された計画工事調書及び図面に記載のない設備が完了届に添付された完工図に記載されていること。		
条例第7条第1項	ア 完了届を提出しないこと。 イ 工事の完了の日から1月を経過した後に完了届を提出したこと。 ウ 指定工事店の責めに帰すべき事由により、完了検査の実施までに工事の完了の日から1月以上の期間を要したこと。	工事の完了の日から6月を経過した後に完了届を提出した場合又は完了検査の実施までに工事の完了の日から6月以上の期間を要した場合	1回目	口頭注意又は文書警告
			2回目	文書警告又は停止
				停止又は取消し
規則第7条第2項第1号	工事施工の申込みを正当な理由なく拒否したこと。		1回目	文書警告又は停止
			2回目	停止又は取消し
規則第7条第2項第2号	ア 工費が時価に比べて5割以上過大である工事契約を締結したこと。 イ 工事契約に際して工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示していないこと。		1回目	文書警告又は停止
			2回目	停止又は取消し
規則第7条第2項第3号	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたこと。		1回目	文書警告又は停止
			2回目	停止又は取消し
規則第7条第2	指定工事店として		1回目	文書警告又は停止

	項第 4 号	の自己の名義を他の業者に貸与したこと。	2 回目	停止又は取消し
	規則第 7 条第 2 項第 6 号	責任技術者の監理の下での設計及び施工をしていないこと。	1 回目	文書警告又は停止
			2 回目	停止又は取消し
	規則第 7 条第 2 項第 7 号	工事の完了後 1 年以内に生じた故障等について、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでないにもかかわらず、無償で補修しないこと。	1 回目	文書警告又は停止
			2 回目	停止又は取消し
	規則第 13 条第 2 項	責任技術者が完了検査に立ち会わないこと。	1 回目	口頭注意又は文書警告
			2 回目	文書警告又は停止
			完了検査が当初予定した日から 1 月以上遅延した場合	停止
	—	その他法令等に違反する行為を行ったこと。	—	市長が相当と認める処分等
規則第 11 条第 2 項第 2 号(不誠実な行為等)	—	ア 入居者による排水設備の使用が開始された後に完了届を提出したこと。 イ 工事用メーターのまま排水設備の使用が開始されたこと。	1 回目	口頭注意又は文書警告
			2 回目	文書警告又は停止
			3 期分の使用料の算定に影響した場合	取消し
	—	建物の所有者への連絡、日程調整等の完了検査の準備に協力しないこ	1 回目	口頭注意又は文書警告
			2 回目	文書警告又は停止
			完了検査が当初予定し	停止

		と。	た日から 1 月以上遅延 した場合	
		正当な理由なく指 示事項に対し必要 な処置を行わない (1ヵ月以上放置)	1回目	口頭注意又は文書警告
			2回目	文書警告又は停止
			必要な処置 を行おうと しなかった 期間が 6 月 以上である 場合	停止又は取消し
		施工の内容が規則 に違反しているこ と(指定工事店の 責めに帰すること ができない事由に よる場合を除く。) につき、土地又は 建物の所有者等の 承諾を得ること等 により修繕を免れ たこと。	1回目	口頭注意
			2回目	口頭注意
			3回目	文書警告
			4回目	停止又は取消し
	完了検査の前に当 該完了検査を困難 にする状況が生じ るような排水設備 の埋設等(指定工 事店の責めに帰す ることができない 事由によるものを 除く。)を行ったこ と。	1回目	口頭注意又は文書警告	
		2回目	文書警告又は停止	
		その他不誠実な行 為等を行ったこ と。	—	市長が相当と認める処 分等

2 責任技術者に係るもの

該当条項	違反行為	回数等	処分等
規則第 19 条第 規則第 13 条第	法令等に従った工	1 回目	文書警告又は停止

1号(法令等に違反する行為)	1項	事的设计及び施工(監理を含む。)をしていないこと。	2回目	停止又は取消し
	規則第13条第2項	完了検査に立ち会わないこと。	1回目	口頭注意又は文書警告
			2回目	文書警告又は停止
			完了検査が当初予定した日から1月以上遅延した場合	停止
規則第19条第2号(不誠実な行為等)	—	指定工事店の不誠実な行為等の原因となった行為を行ったこと。	指定工事店の不誠実行為等に係る回数等及び処分等と同等の回数等及び処分等	

備考

- 1 この表において「取消し」とは、指定の取消し又は登録の取消しをいう。
- 2 この表において「停止」とは、指定の効力の停止又は登録の効力の停止をいう。
- 3 処分等の回数の算定に当たっては、同一の区分に該当する違反行為等を通算し、異なる区分に該当する違反行為等は、その回数に通算しない。この場合において、責任技術者に係る規則第19条第2号(不誠実な行為等)に該当する違反行為等の回数については、指定工事店に係る規則第11条第2項第2号(不誠実な行為等)の区分の例により算定する。
- 4 処分等の回数の算定に当たっては、新たな違反行為等を市が把握した日において処分等を受けた日から起算して2年を経過しているものについては、相当でないと認められる場合を除き、算定の対象としない。

資 料

○春日市下水道排水設備指定工事店等に関する規則

(平成 12 年 1 月 19 日規則第 1 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日市下水道条例(昭和 52 年条例第 22 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、春日市下水道排水設備指定工事店及び春日市下水道排水設備工事責任技術者に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 10 条第 1 項に規定する排水設備の工事(新設、増設、改築及び撤去を含む。)をいう。
- (2) 下水道排水設備指定工事店 条例第 8 条の規定に基づき、排水設備工事の施工ができるものとして、市長が指定した工事業業者(以下「指定工事店」という。)をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 福岡県下水道協会(以下「協会」という。)が実施する責任技術者試験(以下「試験」という。)に合格し、春日市に登録した者(以下「責任技術者」という。)をいう。

第 2 章 指定工事店

(指定工事店の指定要件)

第 3 条 指定工事店は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 福岡県内に営業所を有すること。
- (2) 責任技術者を 1 名以上専属雇用していること。
- (3) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業業者(法人にあっては代表者)が第 19 条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから 2 年を経過していない場合

イ 指定工事店が、第 11 条第 2 項の規定により指定を取り消されてから 2 年を経過していない場合

ウ 工事業業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合

エ 工事業業者が法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者がいる場合

オ 工事業業者が、春日市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当する場合

カ 工事業業者が、暴力団又は春日市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と密接な関係を有する場合

2 前項第4号イの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号イに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

(指定の申請)

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする工事業者は、春日市下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書及び経歴書
- (2) 法人の場合は、商業登記簿の登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第1号の2)
- (4) 専属雇用する責任技術者の名簿(様式第2号)及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属雇用する責任技術者の春日市下水道排水設備工事責任技術者証(第16条第1項の規定に基づき市長が交付したものをいう。)の写し
- (6) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

(指定)

第5条 市長は、前条の規定に基づき申請書を提出した工事業者が第3条に規定する要件を満たすときは、これを指定工事店として指定するものとする。

(指定工事店証)

第6条 市長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、春日市下水道排水設備指定工事店証(様式第3号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証を毀損又は紛失したときは、直ちに春日市下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出して再交付を受けなければならない。

4 指定工事店は、第11条の規定により指定を取り消されたとき又は指定の効力を停止されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。ただし、指定の効力を停止された場合は、その期間中に限るものとする。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 排水設備工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

- (5) 排水設備工事は、条例第6条に規定する排水設備の新設等に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 排水設備工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
- (7) 排水設備工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第8条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長は、これを短縮することができる。

(指定の更新)

第9条 指定工事店は、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、有効期間満了の日の1月前までに、春日市下水道排水設備指定工事店指定継続申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第10条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに春日市下水道排水設備指定工事店指定辞退届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに春日市下水道排水設備指定工事店異動届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属雇用する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示及び電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

第11条 市長は、指定工事店から前条第1項に規定する届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 市長は、指定工事店が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 法令、条例及びこの規則の規定に違反したとき。
- (2) 業務に関し不誠実な行為を行った場合などにおいて、市長が指定工事店として不適當であると認めたとき。

第3章 責任技術者

(責任技術者の登録)

第12条 市長は、責任技術者について登録を行うものとする。

(責任技術者の責務)

第 13 条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該排水設備工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

(登録資格)

第 14 条 試験に合格した者は、責任技術者としての登録を受ける資格を有するものとする。

2 前項に規定する者が、不正行為等によって試験の合格若しくは責任技術者としての登録を取り消され、2 年を経過していない場合又は暴力団員である場合は、登録を受けることができない。

(登録の申請)

第 15 条 責任技術者としての登録を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、春日市下水道排水設備工事責任技術者登録申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 住民票記載事項証明書及び写真

(2) 前条に規定する登録資格(以下「登録資格」という。)を有することを証する書類

3 登録資格を有する者は、市長が指定する期日までに登録を受けないときは、その資格を失うものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(責任技術者証)

第 16 条 市長は、登録資格を有する者から前条に規定する申請があったときは、責任技術者として登録を行い、春日市下水道排水設備工事責任技術者証(様式第 8 号。以下「責任技術者証」という。)を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市職員等からの要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、責任技術者証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに春日市下水道排水設備工事責任技術者異動届(様式第 9 号)に変更の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、市長に届け出なければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証を毀損又は紛失したときは、直ちに春日市下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書(様式第 10 号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

5 責任技術者は、第 19 条の規定により登録を取り消されたとき又は登録の効力を停止されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。ただし、登録の効力を停止された場合は、その期間中に限るものとする。

(登録の有効期間)

第 17 条 責任技術者の登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、5 年を超えない範囲内において市長が定める期間とする。

(登録の更新及び更新講習)

第 18 条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録期間満了日までにあらかじめ登録の更新を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、市及び協会等が実施する更新講習(以下「更新講習」という。)又は市長が指定した特定の講習を受講しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

3 登録更新を受けようとする責任技術者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類等を添付し、市長に春日市下水道排水設備工事責任技術者登録更新申請書(様式第 7 号)を提出しなければならない。

(1) 住民票記載事項証明書及び写真

(2) 更新講習受講修了証の写し又は市長が指定する講習を受講したことを証するもの

4 第 16 条第 1 項の規定は、責任技術者の登録更新について準用する。

(登録の取消し又は一時停止)

第 19 条 市長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内において登録の効力を停止することができる。

(1) 法令、条例及びこの規則の規定に違反したとき。

(2) 業務に関し不誠実な行為を行った場合などにおいて、市長が責任技術者として不相当であると認めるとき。

第 4 章 補則

(公示)

第 20 条 市長は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、これを公示するものとする。

(1) 指定工事店を新たに指定したとき。

(2) 指定工事店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。

(3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。

(4) 第 10 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの届出を受理したとき。

2 市長は、協会が試験又は更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時その他必要な事項を公示しなければならない。

(事務連絡会)

第 21 条 市長は、指定工事店による排水設備工事の適正な施行等を確保するため、定期的に、又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(証書の再発行による実費徴収)

第 22 条 第 6 条第 3 項及び第 16 条第 4 項の規定に基づき、指定工事店証又は責任技術者証の再発行を行うときは、実費相当分の費用を徴収するものとする。

(その他)

第 23 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

以下、附則・様式は省略

○春日市ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱

(平成 29 年 3 月 8 日告示第 32 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、春日市下水道条例(昭和 52 年条例第 22 号。以下「条例」という。)及び春日市下水道条例施行規則(昭和 53 年規則第 11 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 使用者 ディスポーザ排水処理システムを使用する者をいう。
- (2) 管理組合等 集合住宅等において、第 6 条に規定するディスポーザ排水処理システムの維持管理を使用者に代わって行う者をいう。
- (3) 適合評価書 社団法人日本下水道協会(以下「下水道協会」という。)が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(以下「性能基準(案)」という。)に適合することを示す文書をいう。

(設置の基準)

第 3 条 ディスポーザ排水処理システムは、次の各号のいずれかに該当するものでなければ設置してはならない。

- (1) 性能基準(案)に適合したもののうち市長が設置を認めたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が設置について適当であると認めたもの

(届出)

第 4 条 ディスポーザ排水処理システムの新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)をしようとする者は、条例第 6 条第 1 項の規定により届け出なければならない。

2 前項の規定による届出(以下「届出」という。)は、規則第 5 条の規定によるほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書(様式第 1 号)
- (2) 適合評価書の写し
- (3) ディスポーザ排水処理システムに係る維持管理業務委託契約書の写し。ただし、届出をする場合において、維持管理に係る契約を締結していないときは、維持管理業務委託契約確約書(様式第 2 号)を添付するものとする。
- (4) ディスポーザ排水処理システムの構造及び保守点検に関する図面、資料等
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(適合評価標章の貼付等)

第 5 条 第 3 条第 1 号に掲げるディスポーザ排水処理システムの利用者又は管理組合等は、下水道協会が認めた評価機関が発行する標章を当該ディスポーザ排水処理システムの機器の見やすい箇所に貼付しなければならない。

- 2 ディスポーザ排水処理システムの新設等をした使用者又は管理組合等は、前項の規定により貼付した標章及び当該ディスポーザ排水処理システムの機器の写真を市長に提出しなければならない。

(維持管理)

第6条 使用者又は管理組合等は、設置したディスポーザ排水処理システムの性能を保持するため、第4条第2項第1号の計画書に基づき適正な管理をしなければならない。

- 2 使用者又は管理組合等は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関しては、市長の指示に従わなければならない。

- 3 ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥又はディスポーザ排水処理システムにより分離された固形物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理しなければならない。

- 4 使用者又は管理組合等は、ディスポーザ排水処理システムの使用に当たり公共下水道に影響を及ぼす事故又は故障が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(記録の保管及び提出)

第7条 使用者又は管理組合等は、設置したディスポーザ排水処理システムについての維持管理に関する記録等を3年間保管しなければならない。

- 2 使用者又は管理組合等は、市長がディスポーザ排水処理システムが適正に維持管理されていることを確認するため前項の記録等の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

(立入検査)

第8条 市長は、ディスポーザ排水処理システムの新設等及び維持管理について必要と認めるときは、下水道法(昭和33年法律第79号)第13条に基づく立入検査を行うことができる。

- 2 使用者又は管理組合等は、前項の立入検査に協力しなければならない。

(使用者又は管理組合等の義務の承継)

第9条 ディスポーザ排水処理システムを有する建築物等の譲渡、貸付等(以下「譲渡等」という。)があった場合は、当該建築物等の譲渡等を受けた者は、速やかに第4条第2項第1号の計画書を市長に提出しなければならない。

以下、附則・様式は省略

＜資料 2＞ 春日市宅内排水設備の現状と課題

1 水洗化促進について

令和元年 9 月現在、春日市内の汲み取りや浄化槽の未水洗化建物は 3 2 6 棟あり、これらの建物の中には店舗や共同住宅等も含まれている。春日市では平成 1 1 年 3 月末で市内全域が供用開始区域となっており、これらに対して早急に水洗化を図ることが必要である。

さらに、指定工事店以外の業者が施工した、いわゆる無資格工事が発生している。無資格工事の場合、市の検査を受けないため粗悪工事が発見できないばかりか、下水道使用料についても請求もれになっている。

2 ディスポーザーについて

本市は「直投式ディスポーザー」の使用を認めていないため、無断で設置していることが判明した場合、使用者や設置した業者に対し改善依頼を行うことがある。

現在設置が認められているディスポーザーは、日本下水道協会に一定の評価を認められた製品のみとしている。

この設置や使用に当たっては、申請の際に許可を受けることが必要となっている。

※要綱参照

3 集中排水システムについて

集中排水システムは排水ヘッダーとも呼ばれるもので、宅内でますを集中化させることにより、基礎への負担減や工事を簡素化させるなど利点の多いシステムである。

春日市では、一定の条件で設置を認めており、事前に調整が必要である。

設置に当たっての最低限の条件は、宅内から清掃等が簡便にできることである。

なお、システムを用いずに便宜上の理由等で排水管を床下で合流させたり、床下を横断させたりすることは好ましくない。

4 雨水や井戸水の利用について

雨水や井戸水を宅内で利用する場合、下水道使用料が賦課される。

省資源を目的にこれらの水を使用することと、下水道使用料の賦課は別であり、宅内で使用する水量を把握するため、量水器の設置を必要とするが、設置できない場合は規則で定めた井戸利用世帯における認定水量に準じたものとなる。

特に雨水を宅内で利用する場合、事前に調整を行うことが必要である。

5 排水管の詰まり等の清掃対応について

宅内において排水管の詰まり等が発生した場合に、専門的な技術を有しない業者による施工不良などのトラブルを避けるため、修繕・清掃等の対応可能な指定工事店を市ウェブページに掲載するなどして、適切に施工できる指定工事店を案内したいと考えている。市内及び近隣の指定工事店に協力を要請したい。

また、市からのあっせんであると言ったり、市の職員であるかを装ったりして、各家庭を訪問し、宅地内の排水設備の点検や清掃を勧誘し、高額な料金を請求している業者がいるとの市民からの通報を受けている。このような状況であることから、市民が安心して排水設備の清掃等を依頼できる指定工事店を、市下水道課から案内できるようにしたい。

様 式

計画平面図確認票【作成した平面図を参照し、確認してください】

※鉛筆書きは禁止

項 目		確認
1	隣地・道路の表示	
2	方位の記入	
3	建物の配置	
4	建物の階層について ※2階建て以上の場合で排水が無い階には、【○階排水なし】等を表示	
5	階層ごとに屋内排水機器【トイレ・台所・風呂・洗面・洗濯機・SK】 を記入（※各階層名を明確に表示）	
6	通気、及び通気の種類を明記	
7	阻集器の位置。	
8	露出立て管に【VP管】の表示と管径【φ】の表示	
9	温水器の表示（瞬間湯沸かし器は除く）	
10	井戸、又は井戸モーターの位置	
11	埋め戻す浄化槽の位置（点線で記入）	
12	足洗場・ごみ置き場の位置（雨水接続の場合、【雨水接続】と記入）	
13	ますNO. は上流から下流へ連番	
14	ます記号、ます間距離、管径、管勾配、は正しいか	
15	ます記号にSがつくとき、ます内落差30mmを加算 ※ます内落差の管底深さ【H=】は出口のHを表示	
16	会合ます（合流ます）は、入口の数に見合ったH=、出口のH=、を 表示。	
17	地盤高低差（公共ます蓋を±0として最上流ます迄、高低差を正確に 表示） ※汚水ますの深さ（H=）の計算に高低差が反映されているか？	
18	鉄蓋の確認。（車の轍がかかる場所は鉄蓋）	
19	公共ますは、二重丸【◎】で表示。	
20	縦断図【一系統が30m以上に最長系統のみ】。 但しマンションは全ての系統。	
21	系統図【アパート・マンションの場合】。	
22	コピーを一式（すべて）	

受付印	台帳(公共ます)確認
	供用開始年月日 年 月 日
	確認番号 第 号

担当	係長	課長	決

市役所窓口への提出日を記入

排水設備新設等工事計画確認申請書

年 月 日

(宛先) 春日市長

申請者 住所
氏名

市外局番から記入

大字がつく場合は忘れずに記入
丁目番地は正確に記入

電話

規定により次のとおり申請します。

設備場所	春日市	方書	
用水種別	工事内容	増改築前の使用形態	給水工事
<input type="checkbox"/> 水道	メーター数 個 <input type="checkbox"/> 井戸	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有
工事期間	着工予定 年 月 日	<input type="checkbox"/> 増設 ()	<input type="checkbox"/> くみとり
	完了予定 年 月 日		<input type="checkbox"/> 浄化槽
戸数	戸 排水人口	<input type="checkbox"/> 改築 (見取図)	<input type="checkbox"/> なし
			<input type="checkbox"/> 有
建物用途	<input type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 工 <input type="checkbox"/> 病 <input type="checkbox"/> 店 舗 <input type="checkbox"/> 工 <input type="checkbox"/> 病 <input type="checkbox"/> 事 務 所 <input type="checkbox"/> 病 <input type="checkbox"/> その他 ()		
排水設備	所在地		
指定工事店	名称	春日市に登録している責任技術者名を記入	
排水設備工事責任技術者	電話		
※給水工事を施工する場合			
春日那珂川水道企業団指定給水装置工事事業者			
給水装置主任技術者	注意事項は厳守		

「改築」は、浄化槽又は汲み取りから水洗化する際に選択します。

北を上にした最新の地図を使用すること

- (注)
1. 太線の中だけ記入してください。
 2. この申請書は、必ず工事着工前に提出してください。
 3. 排水設備の設置に関し、利害関係人の承諾を得てから申請してください。

様式第3号

受付印	検査区分	担当	係長	課長	決
	検査年月日				
	年 月 日				
	検査証				
	第 号				

工事完了から5日以内に届出を行うこと

排水設備新設等工事完了届出書
(公共下水道使用開始届)

年 月 日

(宛先) 春日市長

申請者 住所
氏名

電話

春日市下水道条例施行規則第6条及び第10条の規定により次

使用水が公共ますに流入できるようにになった日を記入

工事期間	着工日	年 月 日	使用開始日	年 月 日
	完了日	年 月 日		

用 水道のみ 井戸のみ ※併用の場合の井戸使用状況

併用 ⇒ 台所 風呂 洗面 便所 洗濯 散水他

注意事項は厳守

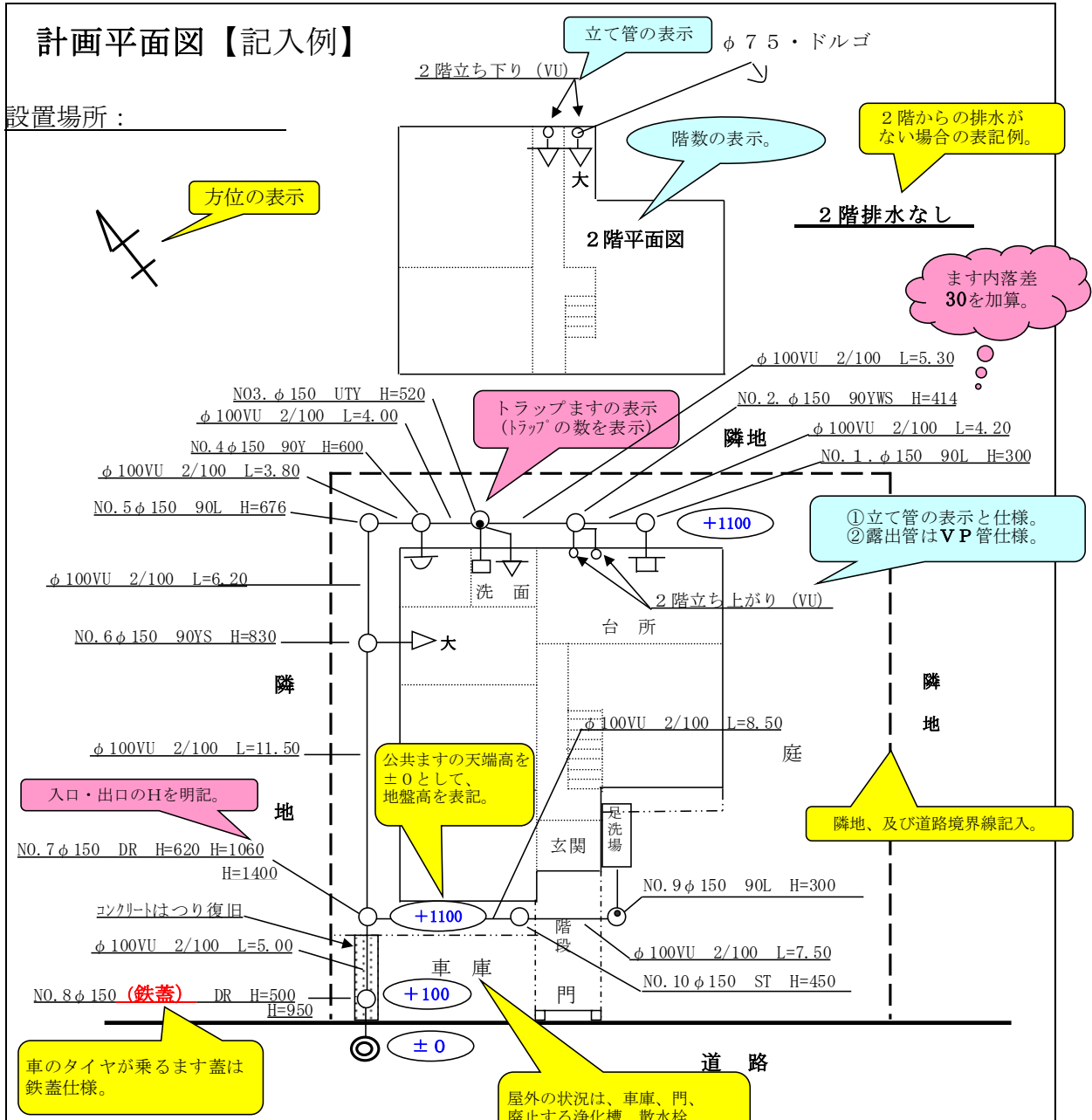
- (注) 1. 太線の中だけ記入してください。
 2. 使用開始日は接続をした日を記入してください。
 3. 不実の記載をした場合は、春日市下水道条例第29条の規定により罰則の適用を受けます。
 4. 工事完了の日から5日以内に届け出て検査を受けてください。

入力	確認				頁
部屋番号	お客様番号	水栓番号	開始指針	備考	
この欄は記入しないこと					

※担当者使用欄 検査済証発行 台帳登録 異動データ連携

計画平面図【記入例】

設置場所：



その他の注意事項（工事計画確認申請）

- ① 鉛筆書きは禁止。
- ② 阻集器が必要な物件は、その位置を表記。
- ③ 足洗い場は、汚水排水にすること。
- ④ ゴミ置場からの排水は、給水装置（蛇口）の有無によるので、事前協議とする。
- ⑤ 雨水系統図は不要。
- ⑥ 温水器の逃し弁等による排水は汚水排水処理（瞬間湯沸かし器は除く）。
- ⑦ ディスポーザーを使用する場合は、事前協議とする。
- ⑧ 集合管（排水ヘッダー工法）を使用する場合は、事前協議とする。

計算例

No. 8 ます 入口： $(1.4 + 5.00 \times 0.02) - \text{地盤差} 1.000 = 0.500$

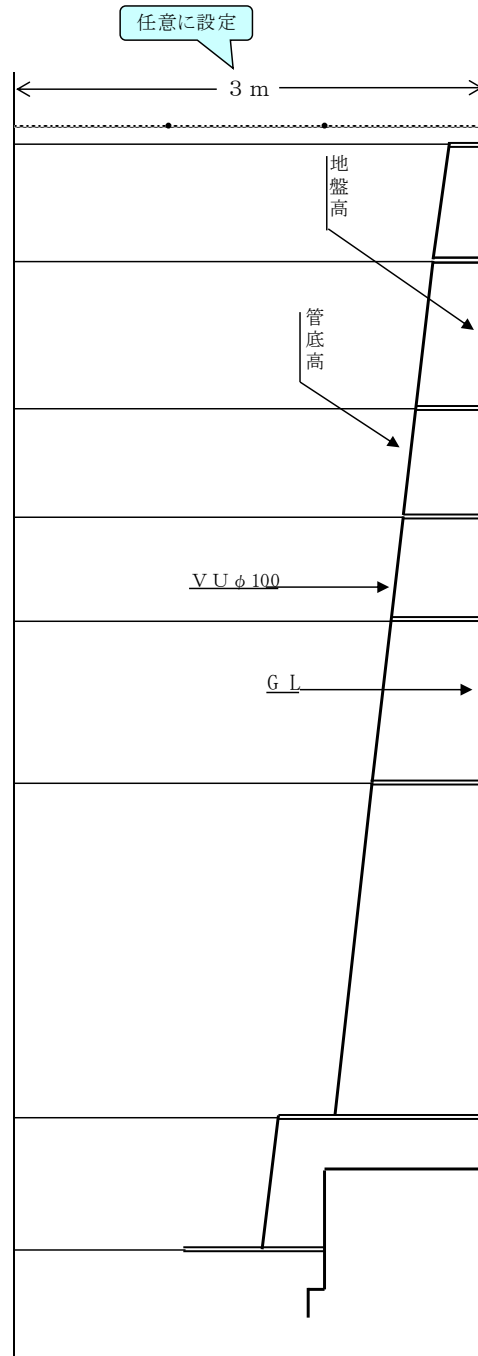
計画
竣工

縦断図【記入例】

設置場所

指定工事店名

測点 (桝番号)	単距離 (m)	追距離 (m)	地盤高 (m)	管底高 (m)	土被り (m)	勾配	桝記号
NO. 1	0.00	0.00	3.000	2.700	0.200	2/100	90 L
NO. 2	4.20	4.20	3.000	2.586	0.314		90YWS
NO. 3	5.30	9.50	3.000	2.480	0.420		U T Y
NO. 4	4.00	13.50	3.000	2.400	0.500		90 Y
NO. 5	3.80	17.30	3.000	2.324	0.576		90 L
NO. 6	6.20	23.50	3.000	2.170	0.730		90 Y S
NO. 7	11.50	35.00	3.000	1.940 1.600	0.960 1.300		D R
NO. 8	5.00	40.00	2.000	1.500 1.050	0.400 0.850		D R
公共桝							



共同住宅の申請と完了届出書類

春日市役所 下水道課

1. 申請書類

申請書（正）・（副）	
敷地配置図	
1階配管図（平面図）	φ、ます間距離、勾配がわかるように。
各階配管図（平面図）	各階排水機器が、どの立管に流れるのか色分け。
系統図	記入例参照。
タイプ別平面詳細図	
縦断図	すべての系統。

ます一覧表	【申請書の明細欄が足りないとき】。
ます間距離一覧表	配管図に記入が困難なとき。

2. 完了届出書類

完了届出書（正）	
（竣工）敷地配置図	
（竣工）1階配管図（平面図）	φ、ます間距離、勾配がわかるように。
（竣工）各階配管図（平面図）	各階排水機器が、どの立管に流れるのか色分け。
（竣工）系統図	記入例参照。
（竣工）タイプ別平面詳細図	
（竣工）縦断図	すべての系統。
検査用ます一覧表	記入例参照。

（竣工）ます一覧表	【申請書の明細欄が足りないとき】。
（竣工）ます間距離一覧表	配管図に記入が困難なとき。

(検査用)ます一覧表／記入例【完了届出時提出】

6 階		601・[A]	602・[B]	603・[C]	604・[D]
	台 所	18	14	26	22
	風 呂	18	14	26	22
	洗 面	18	14	26	22
	洗 濯 機	18	14	26	22
	ト イ レ	19	15	27	23
	トイレの手洗い	18	14	26	22

5 階		501・[A]	502・[B]	503・[C]	504・[D]	505・[E]
	台 所	18	14	26	22	12
	風 呂	18	14	26	22	12
	洗 面	18	14	26	22	12
	洗 濯 機	18	14	26	22	12
	ト イ レ	19	15	27	23	13
	トイレの手洗い	18	14	26	22	12

4 階		401・[A]	402・[B]	403・[C]	404・[D]	405・[E]
	台 所	18	14	26	22	12
	風 呂	18	14	26	22	12
	洗 面	18	14	26	22	12
	洗 濯 機	18	14	26	22	12
	ト イ レ	19	15	27	23	13
	トイレの手洗い	18	14	26	22	12

3 階		301・[A]	302・[B]	303・[C]	304・[D]	305・[E]	306・[F]	307・[G]
	台 所	18	14	26	22	12	8	4
	風 呂	18	14	26	22	12	8	4
	洗 面	18	14	26	22	12	8	4
	洗 濯 機	18	14	26	22	12	8	4
	ト イ レ	19	15	27	23	13	9	5
	トイレの手洗い	18	14	26	22	12	8	4

2 階		201・[A]	202・[B]	203・[C]	204・[D]	205・[E]	206・[F]	207・[G]
	台 所	18	14	26	22	12	8	4
	風 呂	18	14	26	22	12	8	4
	洗 面	18	14	26	22	12	8	4
	洗 濯 機	18	14	26	22	12	8	4
	ト イ レ	19	15	27	23	13	9	5
	トイレの手洗い	18	14	26	22	12	8	4

1 階		101・[A]	102・[B]	103・[C]	104・[D]	105・[E]	106・[F]	107・[G]
	台 所	20	16	28	24	10	6	2
	風 呂	20	16	28	24	10	6	2
	洗 面	20	16	28	24	10	6	2
	洗 濯 機	20	16	28	24	10	6	2
	ト イ レ	21	17	29	25	11	7	3
	トイレの手洗い	20	16	28	24	10	6	2

1 階	管理人室のトイレ	31
	管理人室の台所	32
	ゴ ミ 置 場	30
	受 水 槽	1

